

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針  
素案

令和5年12月

小平市

小平市教育委員会

## 目次

第1章 基本設計方針策定の背景・目的	1
1 方針策定の経緯	1
2 上位・関連計画の位置付け	1
第2章 施設の整備水準	6
1 小平第十一小学校	6
2 (仮称) 十一小地区交流センター	9
3 十一小学童クラブ	10
第3章 設計方針	11
1 配置計画	11
2 平面計画	12
3 断面計画	19
4 各室計画	19
5 構造計画	25
6 設備計画	25
7 外構計画	27
8 ユニバーサルデザイン計画	28
9 環境配慮計画	31
10 防災計画	33
11 色彩計画	35
12 緑化計画	35
13 適用法令・適用指針	37
第4章 各種計画の評価と選定	40
1 評価の対象	40
2 配置計画の評価	40
3 平面計画の評価	43
4 仮設校舎整備の考え方	44
5 仮設校舎整備の判断	45
6 配置案の選定	46
第5章 計画の具体例	47
第6章 学校づくりの実現に向けて	51
1 事業コスト	51
2 今後のスケジュール	51

## 資料編

※本基本設計方針の策定時に、小平市学校更新ニュースや検討経緯等をまとめて資料編として添付します。

## 第1章 基本設計方針策定の背景・目的

### 1 方針策定の経緯

小平第十一小学校は、昭和42年に建築された校舎等の老朽化が進み、目標耐用年数が到来することから、平成30年度に更新等の適否の判断を行い建て替えることとしました。

また、建て替えに際しては、学校の建て替えによる教育活動の充実にとどまらず、地域コミュニティの醸成にも繋げていけるような複合施設の建設を想定して、令和3年度に小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

本基本設計方針は、今後の基本設計や実施設計を円滑に進めるため、基本計画の整備コンセプトや整備方針を踏まえ、施設の整備水準などの設計のための基本事項を整理することを目的としています。

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画（令和4年3月）より抜粋

#### ○ 整備コンセプト

「子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う 地域の拠点となる学校をめざして」

#### ○ 整備方針

##### (1) 小学校

- ① 多様な学習活動に柔軟に対応できる学習環境の整備
- ② 安全・安心で快適な学校空間の整備
- ③ 地域を愛し、地域に愛される開かれた学校づくり

##### (2) (仮称) 十一小地区交流センター

- ① 新たな活動を生み出す地域コミュニティの拠点
- ② 様々な人々が活動しやすい施設づくり
- ③ 人々の「地域のために」という想いを大切に、地域貢献や地域還元に役立つ施設づくり

##### (3) 十一小学童クラブ

- ① 将来的な児童数に応じた十一小学童クラブの設置
- ② 子どもが安心して過ごし、様々な交流が図られる施設づくり

### 2 上位・関連計画の位置付け

#### (1) 学校教育に係る動向

##### ① 国の動向

##### (ア) 学習指導要領の改正（平成29年3月）

各学校で教育課程を編制する際の基準となる学習指導要領は、昭和33年に定められ、その後、ほぼ10年毎に改訂されています。

最近では、平成29年3月に、これまで大切にされてきた、子供の「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化をめざすため改訂され、小学校では令和2年度から中学校では、令和3年度から全面実施されています。

新しい学習指導要領では、学習内容の変更にとどまらず「主体的・対話的で深い学びの実

現」など指導方法やカリキュラム・マネジメント<sup>※1</sup>まで踏み込んだ内容となっています。

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善  
生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成する。  
また、知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善を行う。

(イ) 「令和の日本型学校教育」の構築（中央教育審議会答申（令和3年1月26日））

令和3年1月の中央教育審議会で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を『令和の日本型学校教育』とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。

教育課程部会の審議では、今後の教育課程の在り方について、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなるICT<sup>※2</sup>環境を活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが必要とされている。

(ウ) 小学校における学級編制の標準の引き下げ（令和3年4月）

令和3年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、「個別最適な学びと協働的な学び」を実現するため、小学校の学級編制が40人学級から35人学級の少人数学級編制へ引き下げられています。

なお、小平市においても令和3年度から段階的に35人学級へ移行しており、令和7年度に、すべての学年が35人学級へ移行します。

学級編制の標準は昭和55年以来、約40年ぶりの改正となり、40人学級から35人学級へ移行することに伴い、児童1人当たりの教室の占有面積は約14%増加する。

(エ) 今後の学校施設の在り方の策定（令和4年3月31日）

中央教育審議会で示された『令和の日本型学校教育』の構築を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の目指すべき方向性として、「安全・安心で持続可能な施設環境確保の視点」と、「新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点」が示されました。

※1 児童・生徒や地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※2 Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

「新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点」

(ア) 柔軟で創造的な学習空間の実現の視点

(主な整備内容)

- 多様な学習活動等に柔軟に対応できる学習・執務空間を整備
  - ・教室空間の充実（1人1台端末に対応した教室用机を前提とした空間の確保）
  - ・可動間仕切りの設置、多目的スペースの整備
  - ・廊下等共用部分の有効活用
  - ・学校図書館の学習・情報センター化
  - ・職員室等の執務環境の充実等
- 高速大容量通信ネットワーク等の1人1台端末を活用した学習環境を整備
- インクルーシブ教育<sup>※3</sup>システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備
  - ・特別支援学級や通級による指導のための環境整備
  - ・クールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備等

(イ) 健やかな学習・生活空間の実現の視点

(主な整備内容)

- ・トイレの洋式化・乾式化
- ・特別教室、体育館等を含む学習・生活空間の空調整備
- ・内装木質化等の木材の積極的な活用

(ウ) 地域や社会との連携・協働の実現の視点

(主な整備内容)

- ・地域の人たちと連携・協働する共創空間を整備（動線整理、明瞭なゾーニング等）
- ・他の公共施設等との複合化・共用化

## ② 東京都の動向

「東京都教育ビジョン(第4次)」の策定（平成31年3月）

子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育み、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培うとともに、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくため、「知」「徳」「体」の調和を図るための12の「基本的な方針」に基づき、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示した「東京都教育ビジョン（第4次）」が平成31年3月に策定されました。

※3 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

基本的な方針の一つである、「全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育」の中では、施策の展開の方向性として「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が掲げられている。

### ③ 小平市の取組

#### (ア) 第二次小平市教育振興基本計画を策定（令和5年2月）

社会の潮流や教育を取り巻く環境の変化など、新たな教育問題に対応するため、これまでの取組を継承しながら、新しい時代を見据えた、次代の教育を実現するための教育ビジョンとして策定しました。

##### (1) 計画の基本理念

「学び・体験を通じて お互いに認め合い励まし合い 共に生きるまち小平」

##### (2) 教育の目標

目標1 自分を認め 他者を認め 一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出します【自立】

###### 【主な取組】

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの充実
- ・ 体験活動の充実
- ・ 自尊感情・自己肯定感の醸成に向けた取組

目標2 学校・家庭・地域がつながり 持続可能な教育環境をつくります【共生】

###### 【主な取組】

- ・ 体験・交流活動など多様な学びの充実
- ・ 小平地域教育サポート・ネット事業<sup>※4</sup>の推進
- ・ 青少年対策地区委員会による青少年健全育成活動の支援

目標3 一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくります【貢献】

###### 【主な取組】

- ・ 学習活動の支援
- ・ ICTを活用した学びの推進
- ・ 地域行事への参加による人とのつながりの醸成

#### (イ) 小平市の学校施設に関連する計画

##### ㊦ 小平市公共施設マネジメント推進計画を策定（平成29年3月（令和4年3月改定））

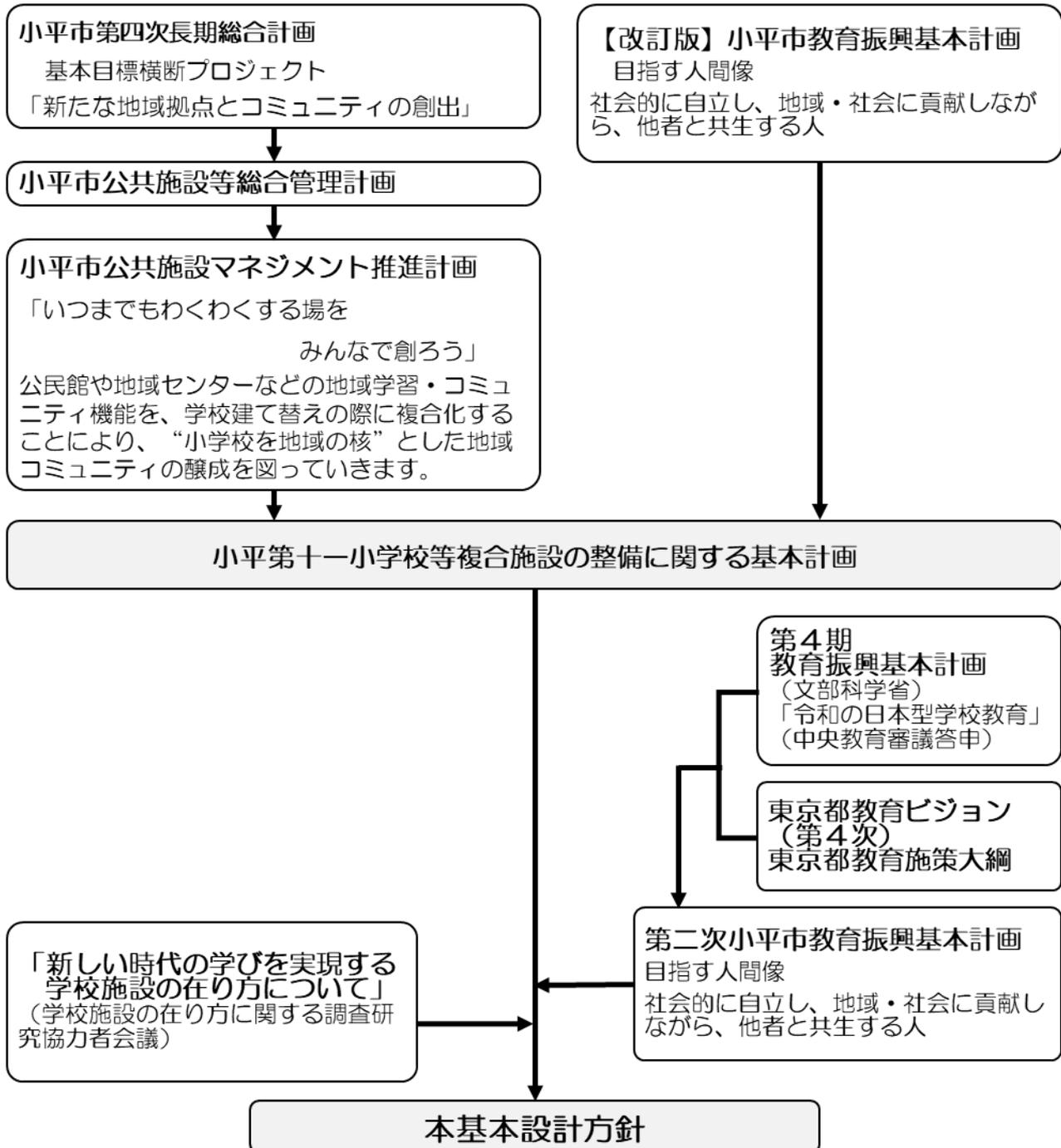
小平市公共施設マネジメント推進計画は、将来的な3つの大きな課題（ア.人口減少・少子高齢化、イ.財政バランスの悪化、ウ.施設の老朽化・更新時期の集中）に対応し、「いつまでもわくわくする場所をみんなで創ろう」という基本理念のもと、4つの方針を定め、基本方針に沿った取組の推進に向けた方策を示しています。

<sup>※4</sup> 地域住民等と学校が連携・協働し、地域社会全体の教育力の向上を図り、もって子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化及び子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的として実施している事業。

① 小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画を策定（令和4年3月）

普通教室のまとまりについて、体験型の学習空間として、主体的・対話的で深い学びを実現する授業やICT機器を使った発表活動など、多様な学習に対応するスペースの配置を検討することとした。

校舎の諸室面積については、国の有識者会議において、教室等の広さを含めた施設の在り方検討が行われていることから、その結果を踏まえ検討することとした。



## 第2章 施設の整備水準

### 1 小平第十一小学校

#### (1) 施設規模

最新の小平市人口推計を活用して児童数を推計することにより、必要な学級数を想定します。学級数が不足する場合は、普通教室に転用可能な多目的教室等を活用し、学校内の教室の運用上の工夫等により対応することとします。

施設の規模は、充実した教育環境の整備に配慮し、必要な規模の諸室等を設けたうえで、共有化や転用などの効率化を図ります。

#### (2) 整備機能

##### ① 学習機能

従来の学習機能に次の機能を加えた施設とします。

##### ◇多様な学習活動が展開できる空間の整備

普通教室の広さについては、J I S規格が変更され児童の机サイズが大きくなったこと、G I G Aスクール構想<sup>※5</sup>によるI C T機器活用の拡大により学習者用端末を含む学習用具の置場が必要になったこと、教科書やランドセルの大型化などの物理的要素や、机間指導や多様な学習活動を展開する必要性などの教育的要素により、従来では狭隘になっていることから、7 2m<sup>2</sup>程度の面積を整備します。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるため、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として、廊下側の壁を可動壁とすることで、教室と廊下を連続する空間として活用できるオープンスペースや多目的スペースを、対象とする学年や教育的な効果を考慮し整備します。なお、敷地の制約等により、オープンスペース等の導入が困難な場合は、この限りではありません。

主体的・対話的で深い学びを実現するため、学校図書館を、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズ<sup>※6</sup>として整備します。

##### ◇多様な教育的ニーズのある児童への対応

教育上多様な支援を必要とする児童に対して、一人ひとりの児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を実施するため、クールダウンスペース<sup>※7</sup>、不登校支援室を整備します。

クールダウンスペースは、教育相談室や特別支援教室等、その他の居室やスペースとの兼用を検討します。

また、間仕切り、簡易テント等により、個別のスペースの確保に配慮します。不登校支援室については、他の児童からの視線に配慮し、原則として職員室に近く、普通教室から離れた配置とします。

---

※5 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するとともに、これまでの教育実践と最先端のI C Tのベストミックスを図ることにより、教師、児童生徒の力を最大限に引き出す構想。

※6 紙媒体の図書や電子情報など、様々な情報が活用できる機能を持ち、読書や調べ学習、グループでの対話や発表などが可能な空間のこと。

※7 障がいのある方が、気持ちを落ち着かせてパニックを防ぐことを目的としたスペース。外部の音や視線の遮断、掲示物をなくして見える情報を減らすなど様々な方法があります。

## ② 地域交流機能

児童と地域住民との交流を促進させるとともに、地域活動等の充実に寄与する施設とします。

### ◇地域交流室（多目的ホール）

児童や地域住民が気軽に立ち寄り、交流できるスペースとして、地域交流室（多目的ホール）を整備します。

地域交流室（多目的ホール）は、児童の発表や交流の場、学年集会などに活用する空間とし、遮音や、振動に配慮して整備します。

（仮称）十一小地区交流センターの事務室を隣接させ、事務室には地域交流室（多目的ホール）内が見通せる、大型の窓などを設けます。

### ◇地域開放室

生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びにこどもの安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で次の教室等を開放します。

- ・家庭科室、音楽室、図工室、外国語教室、多目的教室、学校図書館
- ・体育館、校庭

### ◇地域学校協働活動室

学校教育活動を支える地域教育コーディネーター<sup>※8</sup>や地域住民等のボランティア、放課後子ども教室などが活動しやすいよう事務室を整備します。

---

<sup>※8</sup> 地域学校協働活動を円滑に行うため、学校と地域をつなぐ役割などを担う者。

## (3) 諸室リスト

学校校舎				
部 門	室 名	室数	地域開放室	冷暖房設備
普通教室	普通教室	24		○
習熟度別指導教室	算数教室	2		○
特別教室	理科室（準備室含む）	1		○
	家庭科室（準備室含む）	1	○	○
	音楽室（準備室含む）	2	○	○
	図工室（準備室含む）	1	○	○
	外国語教室	1	○	○
	多目的教室	3	○	○
	学校図書館（準備室含む）	1	○	○
特別支援教室	特別支援教室	1		○
地域交流室	多目的ホール	1	○	○
管理諸室	職員室	1		○
	印刷室	1		
	校長室	1		○
	事務室	1		○
	保健室	1		○
	教育相談室	1		○
	用務員室	1		○
	警備員室	1		○
	放送室	1		○
	更衣室（職員用）	2		
	不登校支援室	1		○
	文書書庫	1		
	地域学校協働活動室	1		○
	防災倉庫（一次避難所用）	1		
給食配膳	調理室	1		○
	配膳室（リフト含む）	各階1		
	事務室	1		○
	休憩室、更衣室（職員用）	2		○
	トイレ	1		
生活諸室	児童用トイレ	必要数		
	教職員用トイレ	1		
	多機能トイレ	各階1		

	昇降口	2		
	教職員用玄関	1		
共用部	廊下・階段等			
<b>体育館・屋外施設</b>				
部 門	室 名	室数	地域開放室	冷暖房設備
体育館	アリーナ	1	○	○
	ステージ	1	○	○
	器具庫	1	○	
	放送室	1		○
	防災備蓄庫（一次避難所用）	1		
	防災備蓄庫（飲料水用）	1		
	防災備蓄庫（留置備蓄品用）	1		
屋外施設	校庭	1	○	
	自然とのふれあい施設	1	○	
	屋外倉庫	1	○	
	防災倉庫（分団）	1	○	
	屋外トイレ	1	○	
	遊び場開放管理用ボックス	1		
	駐車場	4台		
	駐輪場	60台程度		
	送迎バス転回スペース	1		

注1：クールダウンスペースは、普通教室近くの廊下スペースの利用や、教育相談室、特別支援教室及び不登校支援室との兼用を検討します。

注2：プールは、学校敷地内に設置せず、東部公園プールの利用を前提として検討します。

## 2 （仮称）十一小地区交流センター

### (1) 施設規模

延べ床面積は、小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、用途地域等を踏まえ、約600 m<sup>2</sup>程度とします。

貸し部屋は目的別に設けるのではなく、会議、学習、講座、集会等に供する多目的室を設け、様々な用途で利用できる部屋とします。

### (2) 整備機能

事務室、ロビー、ホール、多目的室、和室等を設けます。

設備面では、ICT機器を活用した地域学習や交流など、多様な活動に対応できる設備を検討します。

(3) 諸室リスト

(仮称) 十一小地区交流センター			
室名	室数	地域開放室	冷暖房設備
事務室（控室含む）	1		○
ホール（多目的室）	1	○	○
多目的室（洋室）1～4	4	○	○
和室	1	○	○
団体活動室	1	○	○
ロビー	1	○	○
エントランス	1	○	○
廊下（ギャラリー兼用）		○	
倉庫	1	○	
利用者用トイレ	各階1	○	
多機能トイレ	各階1	○	
給湯室	1	○	
防災備蓄庫（福祉避難所用）	1		
駐車場	8台	○	
駐輪場	20台程度	○	

3 十一小児童クラブ

(1) 施設規模

児童数の推計から登録児童数を想定し、児童が活動するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保します。

(2) 整備機能

児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えます。

放課後児童健全育成事業の支援の提供に必要な設備及び備品等を備えます。

室内のレイアウトや装飾、採光、換気等児童の保健衛生に配慮し、児童が心地よく過ごせるような工夫、設備を備えます。

児童の発達段階に応じた遊びや活動ができるような空間や設備、備品等を工夫します。

(3) 諸室リスト

十一小児童クラブ			
室名	室数	地域開放室	冷暖房設備
第一	1	運営形態による	○
第二	1	運営形態による	○

注：学童クラブの運営形態が、直営の施設は地域開放を検討します。

## 第3章 設計方針

### 1 配置計画

敷地の形態や広さを考慮し、建物部分とその他の部分との均衡を図りながら、複合化する各施設へのアクセス性や安全性を考慮し建物を配置します。

各施設の室内へは、適度な日照、通風を確保し、屋外運動場は、学校として必要な面積を確保します。また、周辺住宅等への日影やプライバシー、音等の影響に配慮するとともに、災害時における、避難所機能を確保する観点から、工事中における体育館の存続性について配慮します。

#### (1) 配慮事項

##### ① 安全性

◇学校施設、(仮称)十一小地区交流センター、十一小学童クラブの出入口は分離します。

◇校庭は校舎から見通しの良い場所に配置します。

◇体育館は、災害時の一次避難所機能を想定した配置とします。

◇(仮称)十一小地区交流センターは災害時の福祉避難所機能を想定した配置とします。

◇災害時の避難動線や消防活動スペースを考慮した配置とします。

##### ② 快適性

◇体育館は校舎からの移動に配慮し近接または一体として配置します。

##### ③ 学習環境への適応性

◇教室への日照や通風などに配慮した施設配置とします。

◇校庭は、学習環境に必要な広さを確保します。

##### ④ 地区交流活動への適応性

◇(仮称)十一小地区交流センターは、利用者の利便性や学校との交流、運営管理上の機能を考慮した配置とします。

◇(仮称)十一小地区交流センターの駐車場を利用形態を考慮し配置します。

##### ⑤ 周辺環境への適応性

◇近隣住環境への日影や騒音などについて配慮した施設配置とします。

##### ⑥ 自然環境への適応性

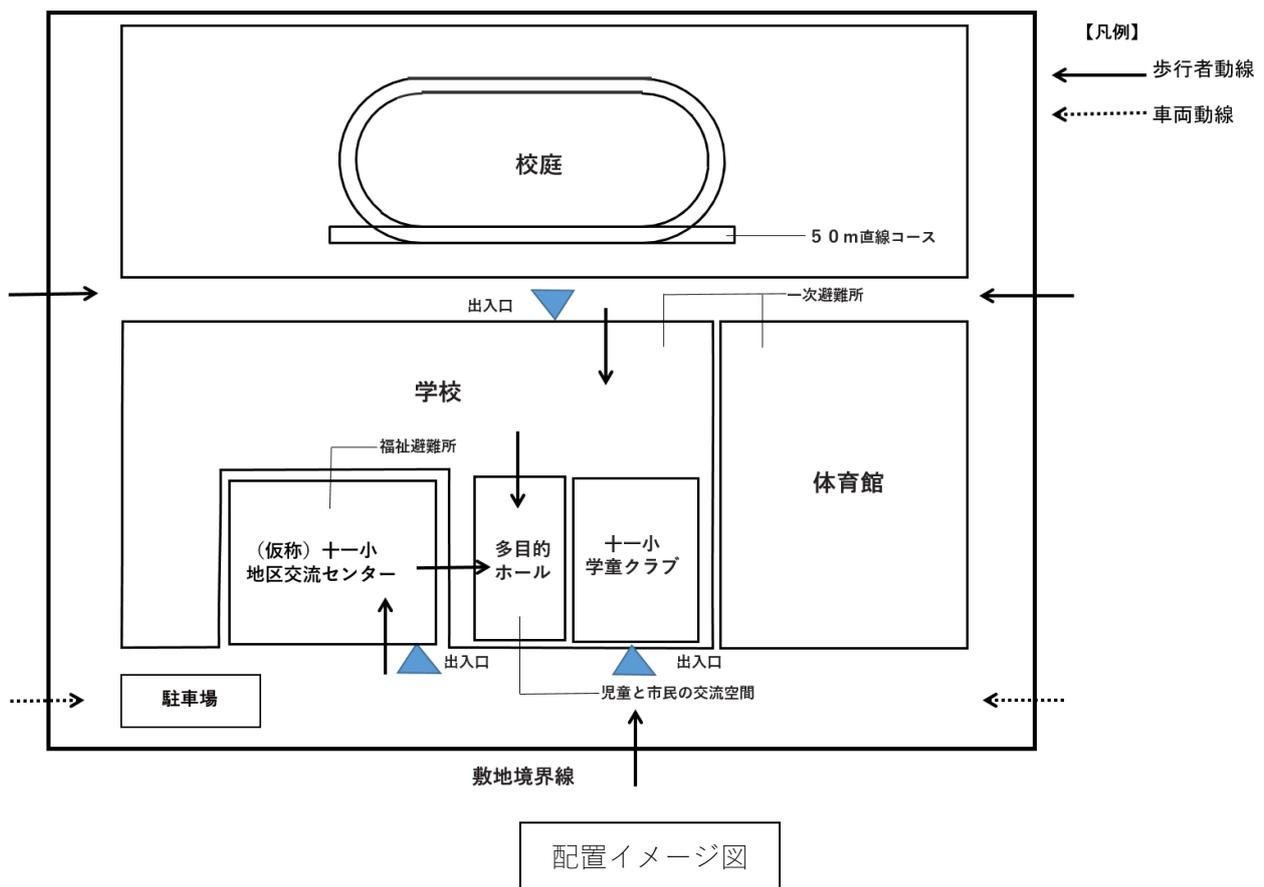
◇既存樹木への影響や日照や通風などの自然エネルギーの活用について配慮します。

##### ⑦ 経済性

◇仮設校舎の必要性や工事の円滑性などについて配慮します。

##### ⑧ 可変性

◇将来の用途変更や増築への対応について配慮します。



## 2 平面計画

各諸室は、その用途や目的別のまとまりを形成し配置するとともに、それぞれのまとまりの利用者が異なるまとまりのある活動空間を通り抜けることなく、円滑に移動することができるよう空間を構成します。

また、各諸室の位置は、それぞれの特性や関係性に配慮した配置とし、学校と地域の交流の核となるよう地域交流室（多目的ホール）を学校内に配置します。

将来の学級数の変動や用途変更に対応できるよう、スケルトン・インフィル<sup>※9</sup>構造とするとともに床の積載荷重、排煙区画の設定に留意します。

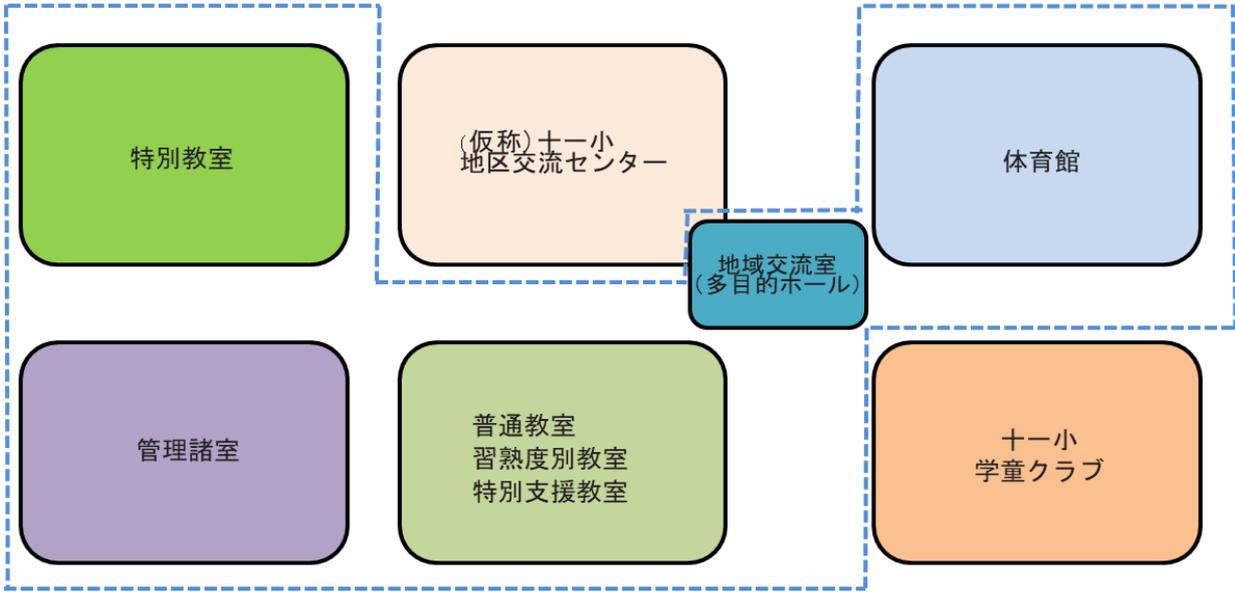
災害時を考慮し、複数の避難経路を確保できる計画とするとともに、災害復旧時における教育活動の早期再開の観点から、避難所機能と教育機能の区画や動線を分離できるよう整備します。

※9 スケルトン（建物を支える柱や床など）と、インフィル（内装や設備など）を別々に作ることにより、使い方に合わせた部屋割りの変更や、内装や設備などの変更が容易に行えることで、柔軟な対応が可能となる建築工法です。

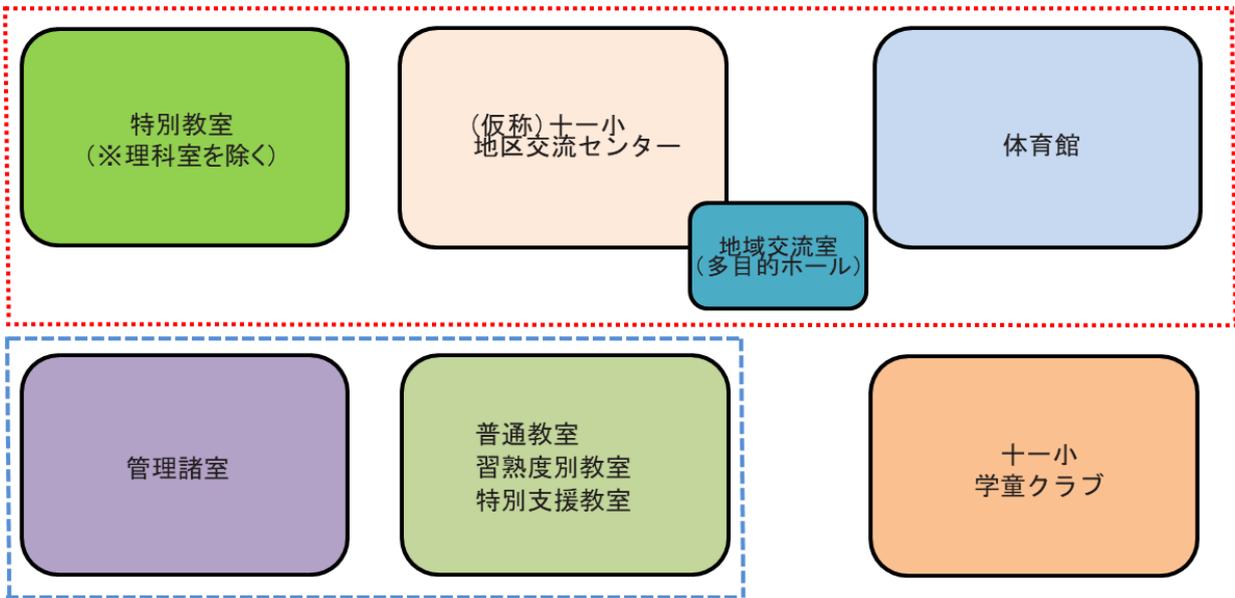
【凡例】

学校エリア 地域開放エリア

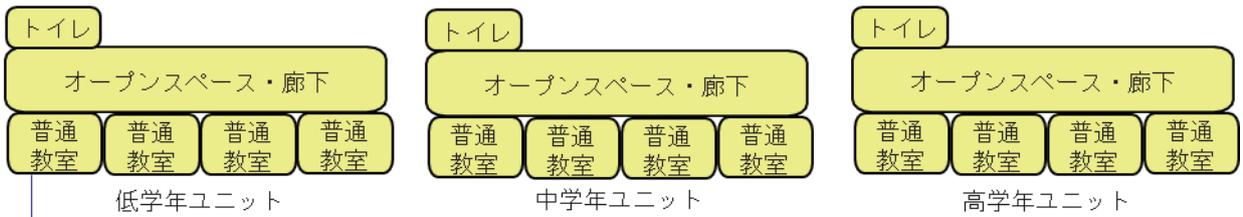
通常時



地域開放時



平面ゾーニングイメージ図

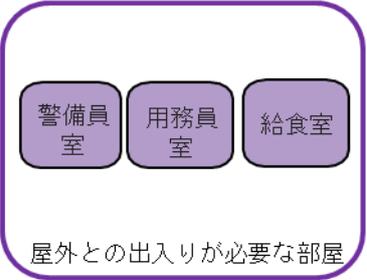
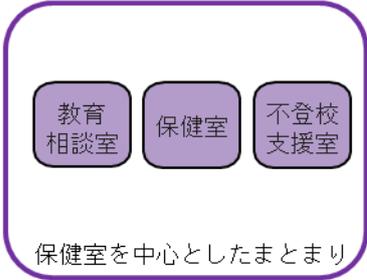
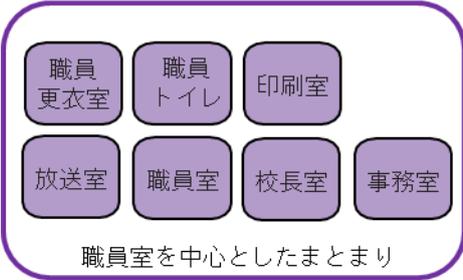


2学年ごとにまとまりをつくり  
学年ごとのクラス数が異なる場合にも  
学年のまとまりを保つ

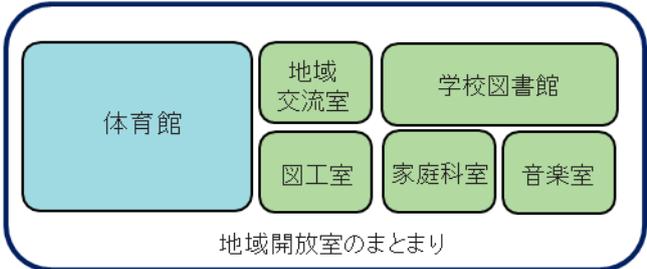
普通教室のまとまり



特別教室のまとまり



管理諸室のまとまり



← 動線に配慮

地域開放室のまとまり

諸室のまとまりイメージ図

## (1) 配慮事項

### ① 安全性

◇施設内の動線は、学校や（仮称）十一小地区交流センター、十一小学童クラブなどの用途により分離します。

◇地域交流室（多目的ホール）

- ・学校と（仮称）地区交流センターの間に設けるとともに、（仮称）地区交流センターの事務室を隣接させ、事務室には、地域交流室（多目的ホール）が見通せる窓を設けます。

◇地域開放室

- ・地域開放時に学校エリアと区分できる位置とします。

◇職員室

- ・防犯を考慮し1階または2階に配置します。

◇校長室

- ・教職員から校長への報告・連絡・相談がとりやすいように、職員室と近接した配置とします。

◇事務室（学校）

- ・日常的に人の出入りが管理できるよう来客用の玄関に近接して配置します。

◇給食室

- ・衛生面に配慮しトイレと離隔して配置します。

◇昇降口

- ・児童の混雑を考慮し余裕のあるスペースを確保します。

◇教職員・来客用玄関

- ・来客に分かりやすい位置に配置します。

◇階段

- ・災害時の避難を考慮し、わかりやすい位置に配置し、採光のよい明るい空間を配置します。

◇体育館

- ・災害時の避難所利用を考慮した配置とします。

### ② 快適性

◇地域開放室

- ・地域開放を予定している諸室は、その他の諸室と区分したまとまりとし、（仮称）十一小地区交流センターからの動線に配慮します。

◇職員室

- ・建物内の来客動線が極力短くなる位置に配置します。

◇印刷室

- ・職員室から利用しやすい位置に配置します。

◇保健室

- ・児童の利用しやすい位置とするとともに校庭からもアプローチしやすい配置とします。

◇用務員、警備員室

- ・校庭からもアプローチしやすい配置とします。

◇放送室

- ・職員室から管理しやすい位置に配置します。

◇更衣室

- ・職員用更衣室を男女別に職員室近傍に配置します。
- ◇教職員・来客用玄関
  - ・スロープを設け、車椅子での移動に対応できるようにします。
- ◇昇降口
  - ・スロープを設け、車椅子での移動に対応できるようにします。
- ◇トイレ
  - ・各階の教室から利用しやすい配置とします。
  - ・障がいのある児童や多様な方の利用に配慮し、各階に多機能トイレを設置します。
- ◇エレベーター
  - ・バリアフリーに対応した大きさ、仕様とします。
- ◇体育館
  - ・地域開放を想定した配置とします。
- ③ 学習環境への適応性
  - ◇普通教室
    - ・適度な採光、通風を確保できる位置に配置します。
    - ・同一学年又は低・中・高学年でのまとまりを形成します。
    - ・学年間でクラス数が異なる場合にも、学年ごとのまとまりが保てるよう柔軟なクラス編成が可能な配置とします。
    - ・教室内で更衣が行えるようカーテンを設置します。
  - ◇習熟度別指導教室（算数教室）
    - ・習熟度別学習に対応できるよう普通教室に近接して配置します。
  - ◇特別教室（理科室、家庭科室、音楽室、図書室）
    - ・学習の領域を横断したものとなるよう、関連のある教科の諸室をまとめて配置します。
    - ・高学年教室に近接した配置とします。
  - ◇多目的教室
    - ・生活科や少人数教室、ランチルーム、会議室としての利用等、多様な利用状況を想定し、他室との連携した利用が可能な配置とします。
  - ◇家庭科室
    - ・多目的教室などランチルームとして利用できる諸室との動線に配慮した配置とします。
  - ◇音楽室、図工室、体育館
    - ・学習環境に配慮し、普通教室や学校図書館と離隔して配置します。
  - ◇職員室
    - ・普通教室への移動に配慮した配置とします。
  - ◇教育相談室
    - ・入室に対する児童の心理的負担を配慮し、保健室と近接した配置とします。
    - なお保健室と隣接の場合は、保健室の室内から直接入室できるよう配慮します。
  - ◇不登校支援室
    - ・職員室、教育相談室、昇降口等に近接した配置とします。
    - ・入室に対する児童の心理的負担を配慮し、保健室と近接した配置とします。
    - なお、保健室と隣接の場合は、保健室の室内から直接入室できるよう配慮します。

- ・入室に対する児童の心理的負担を配慮し、普通教室と離隔して配置します。
- ◇十一小学童クラブ
  - ・校庭、体育館等の活用を想定した配置とします。
  - ・放課後子ども教室との連携が図りやすい配置とします。
- ④ 地区交流活動への適応性
  - ◇地域交流室（多目的ホール）
    - ・学校と（仮称）十一小地区交流センター双方からアクセスできる位置に配置します。
  - ◇屋外トイレ
    - ・地域開放を想定し校庭から利用できる位置に男女別のトイレを設けます。
- ⑤ 周辺環境への適応性
  - ◇音楽室などの音の出る部屋は、周辺への影響を考慮し配置します。
  - ◇教室からの視線など、周辺のプライバシーに配慮した諸室配置とします。
- ⑥ 経済性
  - ◇共有化などによりスペースを効率的に活用します。
  - ◇設備配管を保守するためのスペースなど、将来の維持管理コスト削減のためのスペースを設けます。
- ⑦ 自然環境への適応性
  - ◇室内への日射の影響などに配慮した諸室配置とします。
- ⑧ 可変性
  - ◇普通教室
    - ・将来の学級数の変動や用途変更に対応できるようスケルトン・インフィル構造を採用します。
    - ・児童数の増加に伴い普通教室が不足する場合、外国語教室及び多目的教室を転用するものとします。
    - ・児童数の減少に伴い普通教室が余剰となった場合には、学校用途としての活用を優先し、学校用途としての活用が不要な場合には、地域開放室としての活用などを検討します。
  - ◇職員室
    - ・フリーアクセスフロア<sup>※10</sup>とし机配置の変更や各種情報機器の設置に対応できる計画とします。

---

※10 床下に各種配線等を配置するためのスペースを設けた二重構造の床のこと。

学習環境	職員室 校長室	職員室 ↔ 校長室 連携 近接
	教育相談室 保健室 不登校支援室	保健室経由で入室できるよう検討 教育相談室 ↔ 保健室 ↔ 不登校支援室 近接
	普通教室 算数教室	習熟度別学習に対応 普通教室 ↔ 算数教室 近接
	教育相談室 不登校支援室 職員室 昇降口	昇降口 教育相談室 ↔ 職員室 不登校支援室 近接 円滑な支援
	普通教室 (高学年) 音楽室 理科室 図工室 家庭科室	【特別教室】 普通教室(高学年) ↔ 音楽室 理科室 近接 図工室 家庭科室
可変性	普通教室 外国語教室 多目的教室	児童数増加時に普通教室に転用 普通教室 ↔ 外国語教室 近接 普通教室 ↔ 多目的教室 近接
安全性	事務室 来客用玄関	窓口対応 事務室 ↔ 来客用玄関 近接
地区交流	地域交流室 (仮称) 十一小 地区交流センター 事務室	交流活動の管理 地域交流室 ↔ (仮称) 十一小 地区交流センター 事務室 隣接

近接させる諸室

学習環境	普通教室 学校図書館 音楽室	普通教室 ↔ 学校図書館 普通教室 ↔ 音楽室 学習環境に配慮 離隔
	普通教室 学校図書館 体育館	普通教室 ↔ 学校図書館 普通教室 ↔ 体育館 学習環境に配慮 離隔
	普通教室 学校図書館 図工室	普通教室 ↔ 学校図書館 普通教室 ↔ 図工室 学習環境に配慮 離隔
	不登校支援室 普通教室	不登校支援室 ↔ 普通教室 児童の心理面に配慮 離隔
	トイレ 給食室	トイレ ↔ 給食室 衛生面に配慮 離隔

離隔させる諸室

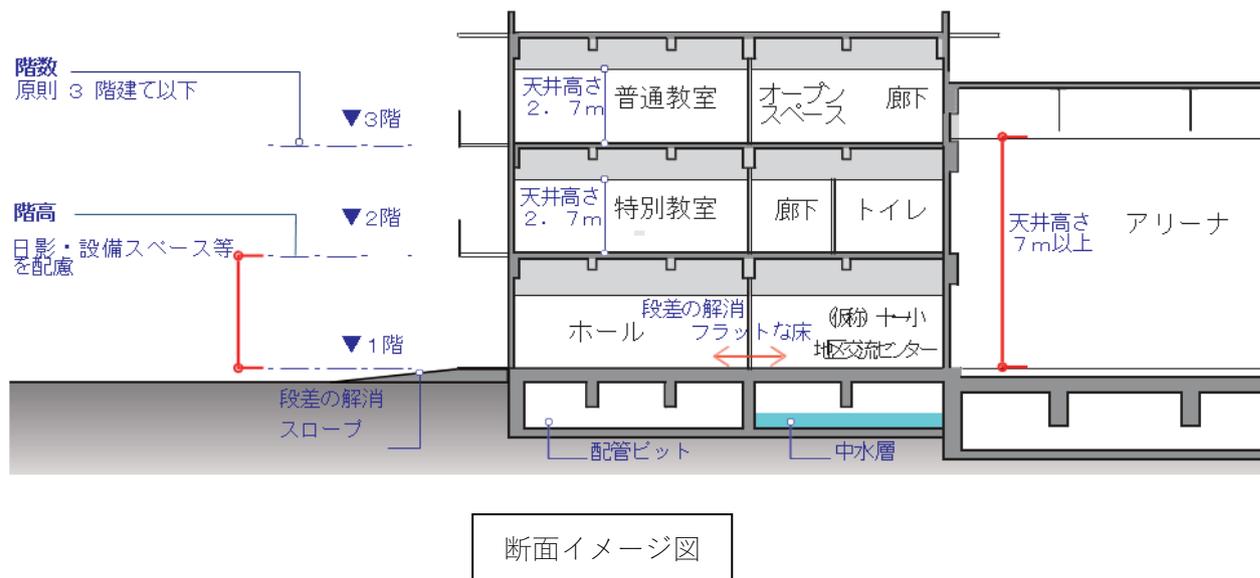
### 3 断面計画

校舎棟は、3階建て以下を原則としますが、校庭面積の確保が困難な場合には、高層化について検討します。

階高は、周辺への日影等の影響を考慮するとともに、将来必要な設備配管等の更新に必要な空間を確保できる高さとしします。

普通教室や特別教室などの天井高さは2.7mを確保します。

また、体育館のアリーナの天井高さは、7m以上としします。



### 4 各室計画

普通教室などの各室は、学習内容・学習形態等の変化、学習方法の進展に柔軟に対応できるよう計画するとともに、日常的なICTの活用を考慮し、情報端末の収納場所や充電場所等を確保します。

特別教室は、教育内容・教育方法等に応じて、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積とします。

また、特別教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とします。

体育館には、式典などの際に、全校児童が着席可能なアリーナやステージなどを整備します。

プールは学校敷地内に設置せず、東部公園プールの利用を前提として検討します。

#### (1) 室内環境

室内の環境については、児童や教職員等の健康を保護するため、シックハウス症候群<sup>※11</sup>や化学物質過敏症の予防を踏まえ、空気質や照度、室温等が基準値となるよう、内装材や塗料及び各設備機器を選定します。

##### ◇適用基準

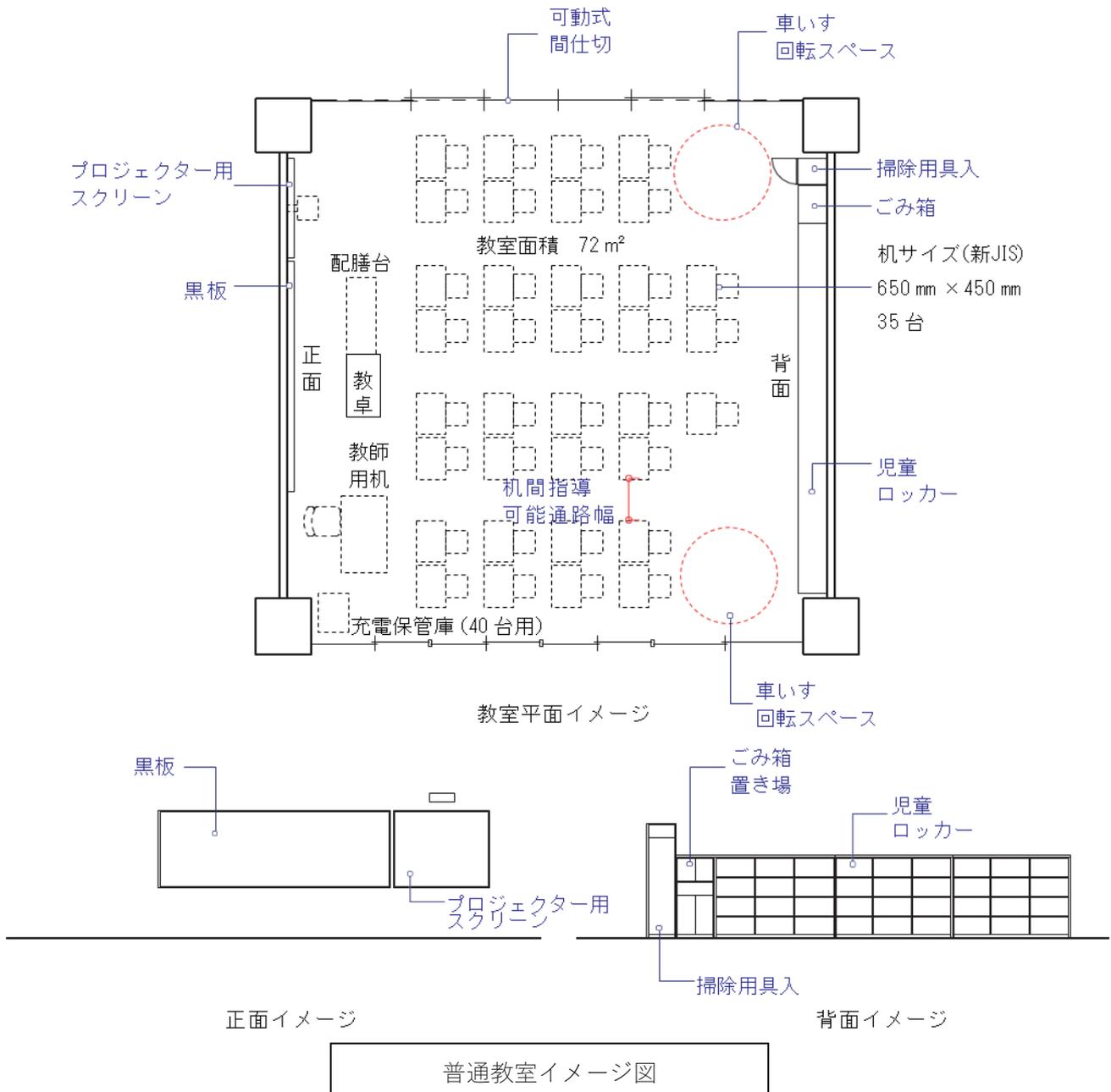
- ・延床面積8,000㎡以上の施設  
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「建築物環境衛生管理基準」及び「学校保健安全法」に基づく「学校環境衛生基準」
- ・延床面積8,000㎡未満の施設

※11 建材等から発生する化学物質等による室内空気汚染等の影響で、様々な体調不良が引き起こされること。

「学校保健安全法」に基づく「学校環境衛生基準」

(2) 普通教室

- ・教室の広さは、35人学級でのICT機器の活用を前提とし、机間指導や多様な学習活動を展開が可能な広さとして、72㎡程度の広さを確保します。
- ・廊下側の壁を開閉可能な構造としたオープンスペースや多目的スペースの整備を検討します。
- ・黒板のスペースは1.2m×3.6mを確保し、プロジェクターの投影部分は黒板のスペースとは別に設けます。
- ・ロッカーは教室内に設け、ランドセルや鍵盤ハーモニカなどの教材が収納できる大きさとしします。
- ・壁の仕上げは、ホワイトボード仕上げとするなど教室全体が効果的な学習空間となるよう工夫します。



(3) 理科室（準備室含む）

- ・実験用流しを設置し、十分な数の水栓を設けます。
- ・実験用の机の大きさは実験に必要な機能を考慮し選定します。
- ・実験用机及び必要となる各種設備を、学級規模や指導方法等に応じ適切に配置できる面積を確保します。
- ・教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机は児童から見やすい位置に配置します。
- ・日常的にICTを活用できる環境を整備します。
- ・ICTを活用した観察、実験の指導等を考慮し、プロジェクターなどによる大型提示装置等を設けます。
- ・様々な器具や薬品等が保管されることから、セキュリティに配慮します。

(4) 家庭科室（準備室含む）

- ・調理、被服兼用の教室とします。
- ・学級規模に応じた流しや水栓などを、必要な間隔で配置できる面積を確保します。
- ・調理、被服兼用の教室となるため、教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室の広さを確保します。
- ・準備室内等に、必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けます。

(5) 音楽室（準備室含む）

- ・大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積を確保します。
- ・学習内容・使用楽器等の多様化や楽器の大きさなどを踏まえると共に、視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに児童が日常的に利用する楽譜、楽器等の収納のための空間を確保します。
- ・良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画し、遮音性能についても考慮します。
- ・準備室内に、視聴覚教育メディアの操作及び保管並びに多種類の楽器、小道具等の収納等のための空間を設けます。

(6) 図工室（準備室含む）

- ・表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を、活動しやすい間隔で配置することができるよう面積を確保します。
- ・収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保します。
- ・工作用の機械等を児童が安全に利用できるような動作空間を計画すると共に、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積を確保します。
- ・十分な数の水栓、流し、水切り等を設置するとともに、利用しやすい空間を確保します。
- ・準備室内に、揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けます。
- ・準備室内等に、製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けます。

(7) 外国語教室

- ・語学学習に必要な音環境を保てるよう、吸音、遮音に配慮した仕上げとします。

(8) 学校図書館

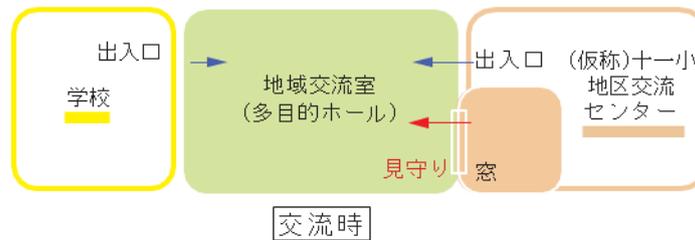
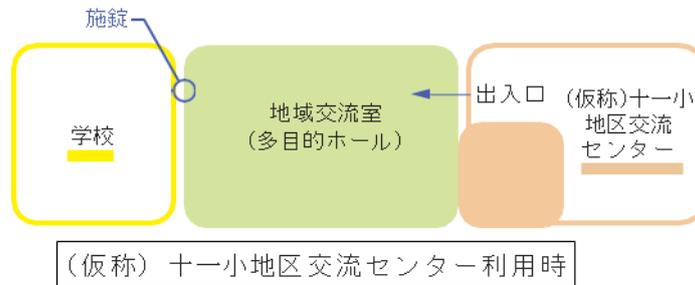
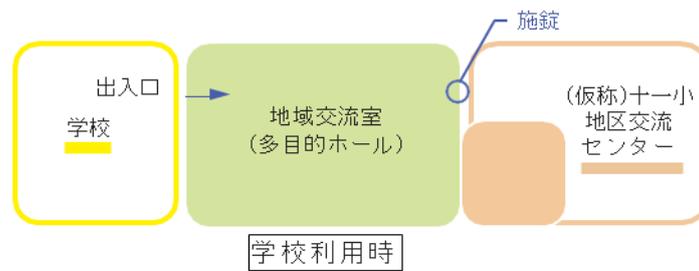
- ・地域開放を想定した計画とします。なお、学校図書館における一般利用者への本の貸出機能、他の市立図書館への本等の返却機能は、想定していません。
- ・児童の様々な学習を支援する学習センター機能や、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター機能、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター機能を確保します。
- ・ICT環境の整備と合わせて、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズとしての空間を備えます。
- ・1学級相当以上の机及び椅子を配置できるスペースと、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積を確保します。
- ・児童がその時々々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を学習空間と有機的に関連づけて配置します。
- ・図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる配置とします。
- ・見通しに配慮した書籍棚の高さ、レイアウトを検討します。
- ・図書準備室には、図書の受入れや修理のための作業スペースを確保するとともに、学校司書の休憩場所を確保します。
- ・間仕切りや扉は、室内が見通せる仕様とします。

(9) 特別支援教室

- ・個々のニーズに応じた適切な教育を行うため、個別指導や少人数指導など、多様な支援を行うことができる空間とします。
- ・教員との連携が円滑に行えるよう配置します。
- ・手洗い設備などを付属します。
- ・クールダウンスペースとしての対応が可能となるよう整備します。
- ・軽運動などが可能な仕様とします。

(10) 地域交流室（多目的ホール）

- ・児童の発表や交流の場、学年集会などに活用する空間とし、遮音や、振動に配慮した整備とします。
- ・地域交流室（多目的ホール）の学校側の扉と（仮称）十一小地区交流センター側の扉は、管理室から一斉開錠や個別施錠などの施錠管理ができるものとし、あわせて、入退室管理機能を持った電子鍵等の設置について検討します。
- ・隣接する（仮称）十一小地区交流センター事務室側の壁には大型の窓などを設けます。



地域交流室（多目的ホール）利用イメージ図

## (11) 給食室・配膳室

非汚染作業区域と汚染区域のゾーニングや作業動線に配慮した諸室配置とします。

### ① ゾーニング

#### (ア) 非汚染作業区域とする室

前室、調理室（アレルギー対応専用スペース）、配膳室ワゴンプール

前室、パン・牛乳専用検収室

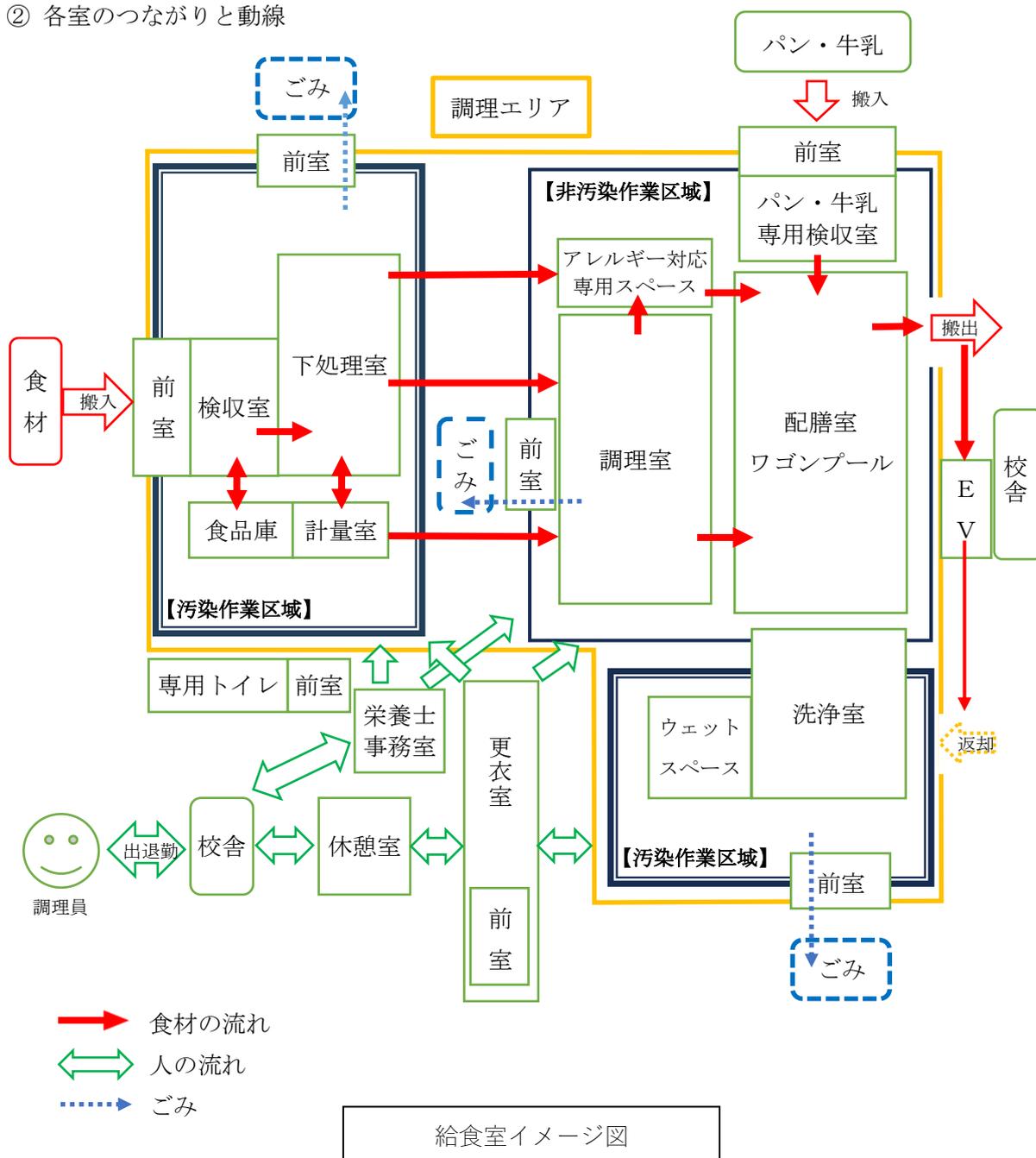
#### (イ) 汚染作業区域とする室

前室、検収室、下処理室、食品庫、計量室、洗浄室、ウェットスペース

#### (ウ) その他

調理員休憩室、栄養士事務室、トイレ、前室

② 各室のつながりと動線



③ 配慮事項

- (ア) 調理エリアは汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域を明確に区分し、調理工程ごとの作業動線が一方通行となるように配置し、二次汚染を防止します。
- (イ) 校舎内の位置や搬入ルートによりレイアウトを検討します。
- (ウ) 食材の動線と人の動線について配慮します。
- (エ) 汚染作業区域、非汚染区域をまたぐ場合には、人の動線は、履物・エプロン等を変える必要があることから、前室を経由します。また、前室にエアカーテン<sup>※12</sup>の設置を検討します。
- (オ) 調理しないパン・牛乳は加工の必要がないため、専用検収室を経由し、配膳室（非汚染作業区

※12 部屋の入口付近に設置された吹き出し口から空気を吹き出し、空気流によって虫や埃、外気等の侵入を防ぐシステムのこと。

域)へ搬入できる下処理室や調理室を経由しない動線を確保します。

(カ) 衛生面に配慮し、床は乾式とします。

(キ) 食材等の搬入車・ごみ収集車の動線は児童の動線と重ならないよう配慮します。

(ク) 食育のために、給食室は児童が調理の様子を見られるよう検討します。

(ケ) 配膳室は各階に設けて、鍵がかかるようにします。

(コ) 配膳室には配膳専用の小型昇降機を設けます。

## (12) トイレ

・男女トイレは各階に男女別のトイレと、多機能トイレを設置します。

・トイレブースは、利用動作を円滑に行えるよう便器を中心に前面、側面への間隔を十分確保します。

・トイレのレイアウトは廊下などの共有部からの視線を遮蔽できるものとし、動線はユニバーサルデザインに配慮し、段差は設けないようにします。

・床の仕様は衛生面に配慮し、乾式とします。

## (13) 体育館

・全校児童が着席可能な広さを確保します。

・小学校の授業で必要な種目の実施や地域開放利用時の競技等を考慮した広さのアリーナを整備します。

・車椅子使用者の利用に配慮した計画とします。

・器具庫などの付属室を整備します。

## 5 構造計画

建物の構造については、建築基準法令に関する規定や建築学会規準のほか、次の基準類に準拠します。

・建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）

・建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）

構造計画時には、将来の可変性を視野に入れ、スケルトン・インフィル構造とするとともに、他用途への変更を視野に入れた積載荷重を設定します。

また、経済性を視野に入れた形状のシンプル化によりコスト縮減を図ります。

## 6 設備計画

各設備は、施設で要求される性能を安定的に確保できる器具やシステムとするとともに、省エネルギー性などの環境負荷低減の視点や、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮し整備します。

各機器等の設置については、地震時においても落下・転倒等による危険の生ずることのないよう整備します。

また、設備機器や設備部材の耐用年数は、建築物に比べ短期となり建築物のライフサイクルの中で数度の更新が必要となることから、それらの更新性やメンテナンス性に配慮したスペースを確保します。

## (1) 機械設備

### ① 給水設備

給水方式は、次の方式の中から衛生面やコスト、保守性などを比較し選定します。また、各階の廊下には、飲料用の水栓を設けた流しを設置します。

#### (ア) 給水方式

- ㊦ 高置水槽方式
- ㊧ 加圧給水ポンプ方式
- ㊨ 直結増圧給水ポンプ方式
- ㊩ 直結方式
- ㊪ 上記方式の混合方式

#### (イ) 水栓

水栓の種類は、節水に配慮した自動水栓と、飲料用のための手動水栓の併設を検討します。

### ② 中水設備

雨水や井戸水を水源とした中水槽を設け、トイレの洗浄水等に活用します。

#### (ア) 水槽容量

「雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（一般社団法人公共建築協会）」の算定基準に基づき、雨水貯留水槽容量計画線図を用い、集水した雨水をできるだけ有効に利用できる最小の容量を設定します。

#### (イ) 補給水

中水槽への補給水は、中水供給先で使用する1日分とし、供給水源の優先順位は、井水、上水の順とします。

#### (ウ) 機械室

中水利用のためのポンプ等を設置する機械室は、(仮称)十一小地区交流センター内に設けます。

### ③ 排水設備

排水の処理は、下水道の分流式として処理するものとし、雨水の処理は、次の水量を敷地内で処理します。

#### (ア) 雨水浸透量

計画雨水量（1時間当たり60ミリメートル）の全量について、敷地内で浸透処理します。

計画浸透量：集水区域面積×60mm/hr

### ④ 衛生器具設備

学校のトイレへ設置する便器や洗面器は利用する児童の体形に合わせた高さに設置するものとし、種類や個数は次のとおりとします。

#### (ア) 便器の種類

##### ㊦ 大便器

全て洋便器を基本とします。

##### ㊧ 小便器

メンテナンス性を考慮し、壁掛式リップ型を基本とし自動洗浄とします。

##### ㊨ 手洗い器

節水性を考慮し、自動水栓とします。

#### (イ) 便器の個数

空気調和衛生工学会の「衛生器具の適正個数算定法」により、サービスレベル1<sup>※13</sup>を満たす個数とします。

#### (ウ) 多機能トイレ内の器具

便器、洗面器の他に、必要により多目的シートやベビーチェアー、オストメイト対応の水栓器具などを備えます。

#### ⑤ ガス設備

都市ガスの利用を基本としますが、災害時の活用が想定される部分については、LPガスの利用も検討します。

#### ⑥ 冷暖房設備

施設の居室となる部分については、冷暖房設備を設置します。また、冷暖房方式については、電気やガスなどの熱源毎にコストや保守性などを比較し選定します。

室外機の設置場所は、近隣への騒音や敷地の有効利用を考慮し、屋上への設置を検討します。

#### ⑦ 換気設備

居室に設置する換気設備は、省エネルギー性を考慮し全熱交換型換気扇とします。

#### ⑧ 電気設備

受変電設備は、敷地の有効利用を考慮し、屋上への設置を検討するとともに、使用する変圧器は、省エネルギー性を考慮しトッランナー型<sup>※14</sup>を選定します。

照明器具は、LED型を基本とし、器具の選定にあたっては、ブルーライト<sup>※15</sup>対応型のものを選定します。時計設備は、時刻の正確性と各室の表示の連動性、コスト面を考慮し、電波式とします。

校舎内の諸室に、職員室とつながるインターホンを設置します。

犯罪の防止等を目的として、校門に防犯カメラを設置します。

## 7 外構計画

### (1) 運動場

運動場の広さは、学校教育法に基づいた、小学校として必要な面積を確保するとともに、50mの直線コースとトラックを設けられる広さとします。

また、校舎などの日影による降雨や積雪の影響が想定される場合には、全天候型の舗装を施します。なお、全天候型の舗装を施さない場合は、散水栓を設置します。

#### ① 舗装の種類

舗装の仕様は、経済性や防滑性能などの安全性や、保守性、埃の飛散による周辺環境への影響を考慮し次の中から選定します。

#### (ア) クレイ系舗装

---

※13 サービスレベルとは、トイレの待ち時間に対する利用者の意識、評価などから3段階のレベルを設定したもので、レベル1は、多くの人が許容できる待ち時間としたものです。

※14 現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トッランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められた省エネ基準。

※15 パソコンやスマートフォンなどのLEDディスプレイやLED照明に多く含まれる、波長が380～500nm（ナノメートル）程度の青色光のこと。

(イ) ゴムチップ舗装

(ウ) 天然芝

(エ) 人工芝

② 外構施設

- ・屋外から直接使用可能な倉庫やトイレを整備します。
- ・児童の遊びや体力向上を考慮した遊具を配置します。
- ・地域開放利用を考慮した防球ネットを整備します。

(2) 駐車場・駐輪場

学校関係者や（仮称）十一小地区交流センター利用者のための駐車場及び駐輪場を設けます。

① 駐車場

(ア) 学校用

台数：4台（内、身体障がい者用1台）

(イ)（仮称）十一小地区交流センター用

台数：8台（内、身体障がい者用1台）

② 駐輪場

(ア) 学校用

台数：60台程度

(イ)（仮称）十一小地区交流センター用

台数：20台程度

(3) フェンス等

敷地周囲の環境及び、敷地内の建物等の配置を考慮し、フェンス及び門扉を整備します。

敷地の接道部については、「都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例」（東京都）や「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」（小平市）に基づき、後退距離や歩道整備の必要性について関係機関等と協議します。

8 ユニバーサルデザイン計画

施設を、児童、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、わかりやすく、安全で、利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とします。

(1) 配置計画での配慮事項

① 建物配置

- ・敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とします。
- ・校舎と体育館等の建物間の移動については、動線が短く、平面移動が可能な建物配置とします。

② 敷地内通路

- ・敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した配置とします。
- ・敷地内通路は、段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとし、やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープを設置します。

- ・スロープや階段を設ける場合は、その手前に存在を認識できる措置を講じるとともに、手すりの設置を検討します。
- ・階段やスロープの登り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないよう、十分な面積の上り口を確保します。
- ・通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮します。
- ・視覚障がい者が敷地境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等を検討します。
- ・階段、スロープ等は、認識しやすいよう、他の部分との色相や明度、彩度の差を大きく設定します。

### ③ 駐車場

- ・建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保します。

## (2) 平面計画での配慮事項

### ① 屋内通路

- ・同一階においては、平面移動が可能な計画とし、やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープを設置します。
- ・必要により児童と大人それぞれの利用に配慮した手すりを設置します。

### ② 避難経路

- ・災害時の避難経路は、段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外まで可能な限り一人でも避難できるよう配慮します。
- ・防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置します。

### ③ 案内表示

- ・視覚障がい者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を行います。
- ・聴覚障がい者の利用に配慮して、屋内信号装置の設置を検討します。

## (3) 各室計画での配慮事項

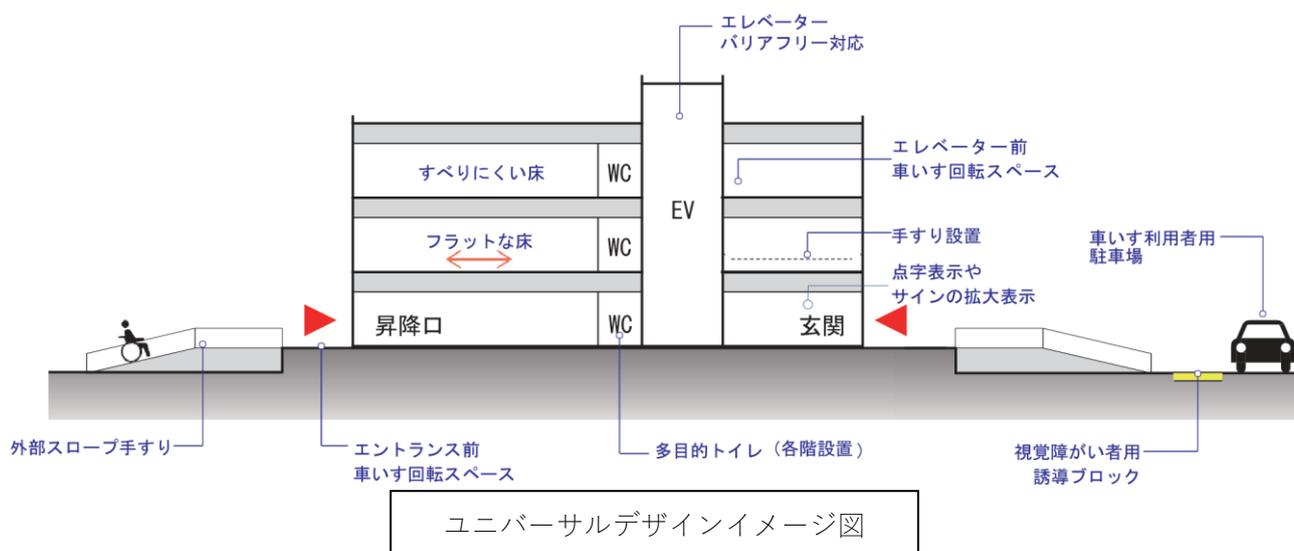
### ① 教室等

- ・柱や壁のコーナーの面を取り、突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とすることで、多様な行動に対し安全性を確保します。
- ・適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用し、特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とします。
- ・障がいのある児童の学習方法に配慮し、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保します。また、障がいに応じた専用の学習空間、障がいのある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模空間等を設置します。
- ・運営面での対応と連携し、障がいの特性に応じた、教室内の動線の確保や、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるよう計画します。
- ・出入口の幅は、非常時の児童等の避難や、学校開放時の高齢者、障がい者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保します。

- ・ 出入口の戸は、音楽室などを除き引戸とし、隙間への挟まれ防止措置を講じたものを設置します。
  - ・ 出入口の戸のガラスは、衝突時の事故防止等に配慮したものを設置します。
- ② 廊下
- ・ 廊下は、滑りにくい仕上げとし、床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きく設定します。
  - ・ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを設置します。
- ③ 階段
- ・ 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差を大きく設定します。
  - ・ 階段の手すり壁には、反対側の見通しを確保できる形状や仕様とし、衝突事故を防止します。
- ④ エレベーター
- ・ エレベーターは、障がいのある児童等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置します。
  - ・ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保します。
  - ・ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置します。
- ⑤ トイレ
- ・ 床面は乾式かつ滑りにくい仕上げとし、出入口並びに通路には段差を設けないようにします。
  - ・ 小便器の一個以上は、床置き又は低リップ型とし、手すりを設置します。
  - ・ 障がいのある児童等が休憩時間内の教室移動の際などに利用することを考慮し、各階に必要なに応じてオストメイト対応の水洗器具、オムツ交換シート等を設けた多機能トイレを設置します。
  - ・ 視覚障がい者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格（J I S）を踏まえ、統一します。
- ⑥ 昇降口、玄関
- ・ 昇降口及び玄関は、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置との関連性について考慮します。
  - ・ 昇降口は、登下校時に児童が集中する場所であることから、十分な広さを確保することや、複数の昇降口を分散配置します。
  - ・ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保します。
  - ・ 昇降口、玄関の戸のガラス等には、衝突防止措置を講じます。
- ⑦ 建築設備
- ・ スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、使いやすさと統一性を考慮した位置に配置します。
  - ・ スイッチは大型で操作が容易なものを設置します。また、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとします。

#### (4) 色彩計画での配慮事項

- ・色彩は、その組合せ等により、エリア表示、誘導方向表示、サインなどと代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討して、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行います。



### 9 環境配慮計画

脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、自然素材やリサイクル建材などのエコマテリアルの採用により環境負荷の低減に配慮するとともに、施設を児童や地域の利用者への環境教育の教材として活用できるよう配慮します。

#### (1) 適用指針

- 小平市第三次環境基本計画
- 小平市第二次下水道プラン
- 小平市「公共建築物のエコデザイン」の方針
- その他

#### (2) 目標省エネルギー性能

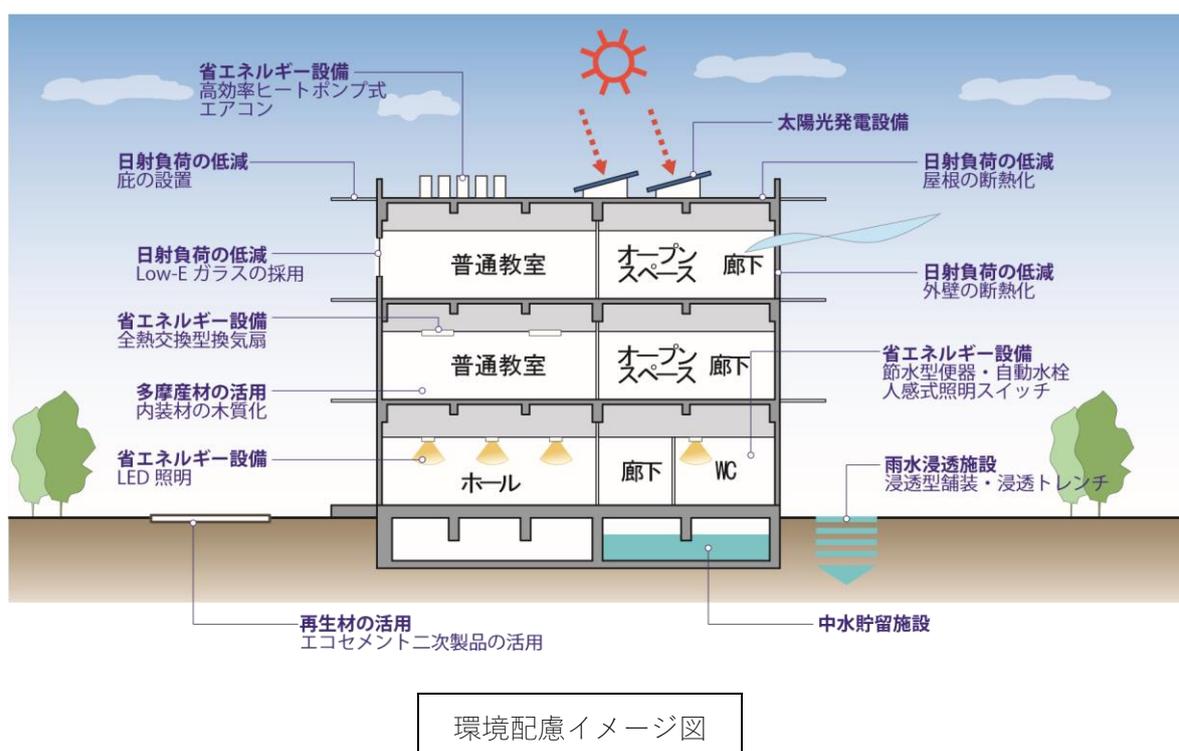
施設の省エネルギー性能は「建築物省エネ法」の基準を満たすと共に「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB<sup>※16</sup>化の推進について」(文科省)に基づき、ZEB Oriented相当とします。(一次エネルギー消費量の40%を削減)

#### (3) 環境配慮設備・環境配慮施設

- ① 太陽光発電設備
- ② 中水貯留施設 (雨水及び井水)
- ③ 雨水浸透施設
  - (ア) 透水性舗装
  - (イ) 浸透トレンチ、浸透柵の設置

※16 Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

- ④ 省エネルギー設備
  - (ア) LED照明
  - (イ) ヒートポンプ式エアコン
  - (ウ) 全熱交換型換気扇
  - (エ) 自動水栓
  - (オ) 人感式照明スイッチ
  - (カ) 節水型便器
- ⑤ 日射負荷の低減
  - (ア) 庇の設置
  - (イ) Low-E（低放射）ガラスの採用
  - (ウ) 外壁、屋根の断熱化
- ⑥ 再生材の活用
  - (ア) エコセメント<sup>※17</sup>二次製品の活用
- ⑦ 多摩産材の活用
  - (ア) 内装材の木質化



※17 都市ごみを焼却した際に発生する焼却灰や下水汚泥等の廃棄物を原料として50%以上使用したセメント。

## 10 防災計画

小学校は、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、一次避難所とし、(仮称)十一小地区交流センターも同様に、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、福祉避難所とします。

福祉避難所となる、(仮称)十一小地区交流センターは、その用途を考慮し1階に配置します。

また、避難所としての必要機能として、自家発電設備による非常用電源や災害用水利、マンホールトイレなどを整備します。

### (1) 機能及び性能

#### ① 避難所機能

##### (ア) 一次避難所

小平第十一小学校(校舎、体育館)

##### (イ) 福祉避難所

(仮称)十一小地区交流センター

##### (ウ) 耐震性能

避難所の機能を踏まえ、一般の施設に比べ、1.25倍の耐震性能を確保します。

##### (エ) 非常用電源

避難所の室内環境や通信機能を確保するための非常用電源設備を設けます。

#### ㊦ 電力供給設備

自家用発電設備

#### ㊧ 電力供給日数

10時間連続可動

#### ㊨ 電力供給室

##### ◇学校

体育館：照明(3分の2)、コンセント

職員室：照明(3分の1)、コンセント(防災無線機用)

##### ◇(仮称)十一小地区交流センター

ホール：照明(全て)、コンセント、エアコン

ポンプ室：防災井戸

##### (オ) 防災井戸

仕様：電動式ポンプ(自動汲み上げポンプ)

数量：1機

##### (カ) 非常用飲料水

発災時の断水率を考慮し、避難者に必要な飲料水を貯留します。

貯留容量：11m<sup>3</sup>以上(発災後3日分)

貯留方法：受水槽又はペットボトル(2L×5,500本)

##### (キ) 防火水槽・災害用水利

火災時の消防用水としての活用や災害時のトイレ洗浄水などの生活用水として確保します。

貯留容量：9.2m<sup>3</sup>

水源：上水、井水

##### (ク) マンホールトイレ

避難者のためのトイレ機能を確保します。

設置場所：体育館近傍

設置個数：避難者50人あたり1基

(ケ) 非常用通信設備

㊦ 移動系防災行政無線（半固定型）

一次避難所及び福祉避難所の災害発生時の通信手段として設置します。

設置場所及び台数：職員室、1台

（仮称）十一小地区交流センター事務室、1台

計2台

㊧ 固定系防災行政無線

災害発生時の放送の地域への拡声設備として設置し、必要に応じてスピーカーの角度や出力の変更を行います。

設置場所及び台数：校舎屋上、1台

㊨ 特設公衆電話

被災者の通信手段を確保することを目的に設置します。

設置場所：体育館、（仮称）十一小地区交流センター

(コ) ヘリサイン

被災時の応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するために屋上に設置します。

仕様

1文字の大きさ：4m×4m

文字間隔：1m

文字色：白、オレンジ、黄色などの明るい色

背景色：緑

(サ) 防災倉庫・防災備蓄庫

被災時に必要な飲料水や備品類を保管するための倉庫や備蓄庫を整備します。倉庫及び備蓄庫へは、施設内部及び施設外部から出入り可能な扉を設けます。

㊦ 防災倉庫

a 一次避難所用

規模：約10m<sup>2</sup>

設置場所：校舎または体育館内

箇所数：1か所

b 可搬ポンプ用

規模：10m<sup>2</sup>

設置場所：校舎、体育館または校庭（軽トラックでの運搬に配慮します）

箇所数：1か所

㊧ 防災備蓄庫

a 一次避難所用

規模：約50m<sup>2</sup>

設置場所：体育館内

箇所数：1か所

b 福祉避難所用

規 模：約10㎡

設置場所：(仮称)十一小地区交流センター内

箇 所 数：1か所

c 飲料水用（受水槽が設置されない場合）

規 模：約20㎡

設置場所：体育館内

箇 所 数：1か所

d 留置備蓄品用（児童、教職員用）

規 模：約10㎡

設置場所：体育館内

箇 所 数：1か所

㊦ その他

東京都水道局により、被災時に利用できる水源として、避難所応急給水栓を設置します。設置場所及び個数は、東京都水道局との調整によります。

## 1.1 色彩計画

施設外面の色彩は、外壁や屋根など面積の大きな部位の色彩を基調色とし、基調色は、街並みなどの周辺環境と調和を保てる、落ち着いたある低明度、低彩度の色彩を採用します。また、基調色以外の補助色は、基調色と色相を合わせた色を採用します。

施設内部の色彩は、子どもたちにとって快適で安心感が持てる学習環境となるよう、明るく温かみのある色や、落ち着いた色を中心に使用するとともに、学習の性格に応じて色を選択し、創造的な活動の場には明るい色を、静かな学習には穏やかな色を使用します。

また、施設内で異なる領域や目的別の領域などを視覚的に区別するため、色コーディング<sup>※18</sup>を採用します。

## 1.2 緑化計画

緑化に当たっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、緑化面積の確保に努めるとともに、次の点に配慮した緑化を行います。

### (1) 配慮事項

既存の樹木、記念樹は可能な限り生かし、実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮など多彩な緑化を行います。

緑化の際は、東京都環境局作成の「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都環境局）」を基本として樹種を選定します。

また、環境省選定の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」掲載種は使用しないこととします。

まちの美観の形成や快適性に配慮し、高木・中木と低木を組み合わせる量感と連続性のある樹木を配置します。また、駐車場の接道部では、生け垣や高木を植栽し、車止め後方等で緑化が可

<sup>※18</sup> 情報の整理や識別に色を活用する手法です。エリアなどの目的別に色を変えたり、注意喚起などのために特定の色を使うことで、情報を視覚的に伝えることが出来ます。

能な部分は中木・低木などによる緑化に努めます。

落葉の堆肥化など、省資源に配慮します。

客土に当たっては、小石や砂利は極力、除去し、樹木の育成が良好に保たれる土壌を使用します。

## (2) 緑化の基準

### ① 地上部

敷地内の地上部では、次によって算出される面積（人工地盤上や接道部の緑化面積も含みます。）以上を樹木により緑化します。

なお、地上部での緑化が困難な場合は、建築物上で樹木による緑化（固定式植栽基盤に限る。）に振り替えます。

### (ア) 緑化面積

次のA又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上を確保します。

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8) \} \times 0.25$$

### ② 建築物上

敷地内の建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）では、次によって算出される面積以上を樹木、芝、草花等（多年草に限る）により緑化します。

なお、建築物上の緑化が困難な理由がある場合は、地上部で樹木等による緑化に振り替えます。

#### 緑化面積

次のDによって算出された面積以上

$$D : \text{屋上面積} \times 0.25$$

※屋上のうち、ソーラーパネルや空調設備等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積。また、転落防止のためのフェンス等の内側とし、常時施錠してある場合でも屋上面積に含みます。

### ③ 接道部

敷地のうち、道路に接する部分の長さ、「接道部緑化基準」を乗じて得た長さ以上を樹木により緑化します。

なお、敷地内外で1メートル以上の段差があり緑化が困難な場合は、接道部延長から除きます。

#### 緑化長さ

次のFによって算出された長さ以上

$$F : \text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化基準} (7/10)$$

### ④ 植栽本数の基準

植栽を計画する面積に対して、10平方メートル当たり「高木1本+中木2本+低木3本以上」を標準とします。

### ⑤ 樹木等の定義

高木：植栽時に2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上ある樹木

中木：植栽時に1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上ある樹木

低木：高木、中木以外で植栽時の高さが0.3メートル以上の樹木

草花等：多年草に限ります。

1.3 適用法令、適用指針

項目	関係法令・通知名	国	東京都	小平市	規則・要件
施設建設に係る法律	建築基準法	●			建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の制限あり
	消防法	●			(1) 建築主事は、建築物の防火に消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可 (2) 重油タンク等は危険物貯蔵所として規制
	電気事業法	●			特別高圧(7000V以上)で受電する場合、高圧受電で受電電力の容量が50kW以上の場合、自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合
	労働安全衛生法	●			事業場の安全衛生管理体制等ゴミ処理施設運営
	雨水の利用の促進に関する法律	●			国及び独立行政法人等は「最小階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間」を有する新築建築物において、雨水利用施設の設置率を原則100%とする。
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	●			1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL以上の場合に、定期報告書の提出等の義務及び目標が課せられる。
	建設リサイクル法	●			一定規模以上の解体工事及び新築工事において、発注者が都道府県に分別解体計画等を届出る。解体工事では床面積80㎡以上、新築工事では床面積500㎡以上が該当する。
公害防止に係る法律	悪臭防止法	●			市長が指定する地域では規制の対象
	騒音規制法	●			金属加工機械(液圧プレス)は特定施設、市長が指定する地域では規制の対象
	振動規制法	●			金属加工機械(液圧プレス)は特定施設、市長が指定する地域では規制の対象
関係条例	東京都建築基準法施行規則		●		建築基準法、建築基準法施行令等の施行において必要な基準を定める。
	東京都廃棄物条例		●		生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって都民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
	東京都廃棄物規則		●		
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		●		廃棄物の積替え場所又は保管場所
	東京における自然の保護と回復に関する条例		●		一定規模の自然地を含む土地において、建築物その他の工作物の建築の用に供するために行うものや住宅の建築の用に供するために行うものなどに緑化の指導を行う。
	建築物バリアフリー条例		●		学校、病院又は診療所等の条例で特別特定建築物に該当する建築物は、バリアフリー化が義務付けられる。

項目	関係法令・通知名	国	東京都	小平市	規則・要件
	騒音に係る環境基準の地域類型の指定			●	騒音規制法に基づく指定地域内の特定工事等において発生する騒音の規制基準
	騒音規制法による地域の指定			●	
	騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準			●	
	特定建設作業に伴う騒音の規制基準の地域区分			●	
	振動規制法による地域の指定			●	振動規制法に基づく指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準
	振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準			●	
	悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準			●	悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準
	小平市福祉のまちづくり条例			●	日常生活において障がいのある人、高齢者、子どもや妊産婦の方などができるだけ不自由なく利用できる施設とするため、事業者に定められた整備基準に適合するような施設にすることを求めている。
	小平市開発事業における手続き及び基準等に関する条例			●	周囲への影響が大きい開発事業を行う際に必要な事前の手続き及び公共施設の整備基準等について定めている。
小平市下水道条例			●	小平市が設置する公共下水道の管理及び使用について定めている。	
教育関連の法令等・その他	小学校設置基準及び小学校施設整備指針	●			小学校を設置する際の必要最低限の基準。学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示す。
	新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について	●			新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）を整理したもの
	学校教育法、同施行令及び同施工規則	●			教育基本法に基づいて、学校制度の基本を定める。
	学校保健安全法、同施行令及び同施工規則	●			学校における児童・生徒及び職員の健康の保持増進や安全の確保に必要な事項を定める（保健室の役割も定める）。
	学校給食法、同施行令及び同施工規則	●			学校給食および学校給食を活用した職に関する指導の実施に関して必要な事項を定める。
	学校図書館法、同施行令及び同施工規則	●			学校図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定める。
	児童福祉法、同施行令及び同施工規則	●			児童の福祉の積極的増進や健全育成を基本理念とする。
公立学校施設関係法令	●			公立学校施設整備関係の基本的な法令（施設助成関係法令、災害復旧・地震防災関係法令、財政特別措置関係法令等）及び具体的な事務手続きに必要な運用細目補助要綱等	

項目	関係法令・通知名	国	東京都	小平市	規則・要件
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法	●			全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する。
	小平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例			●	児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。放課後児童健全育成事業所には、専用区画や支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

## 第4章 各種計画の評価と選定

施設の配置計画や平面計画等は、敷地の方位や建物の形状などにより複数の案が想定されることから、それぞれの計画案の特性を評価・整理します。

評価にあたっては、文部科学省の「学校施設整備指針」で示された留意事項を踏まえ、学校施設を整備・活用していく上で重要となる、安全性、快適性、学習環境への適応性、地区交流活動への適応性、周辺環境への適応性、自然環境への適応性、経済性、可変性の8分野を評価軸とします。

### 1 評価の対象

評価の対象は、配置計画及び平面計画とします。

### 2 配置計画の評価

敷地の形状に合わせ、東西南北それぞれに建物を配置した案を比較します。

#### (1) 評価項目

##### ① 安全性

各施設への利用動線や災害時を想定した施設配置などについて評価します。

##### ② 快適性

各施設への移動円滑性や必要空間の確保性などについて評価します。

##### ③ 学習環境、地区交流活動への適応性

教室などの室内環境や校庭などの屋外環境、地域開放施設の利便性などについて評価します。

##### ④ 周辺環境への適応性

近隣住環境への日影や騒音などについて評価します。

##### ⑤ 自然環境への適応性

敷地の自然な高低差などの活用面や既存樹木などへの影響について評価します。

##### ⑥ 経済性

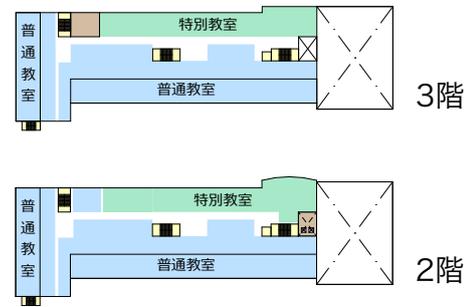
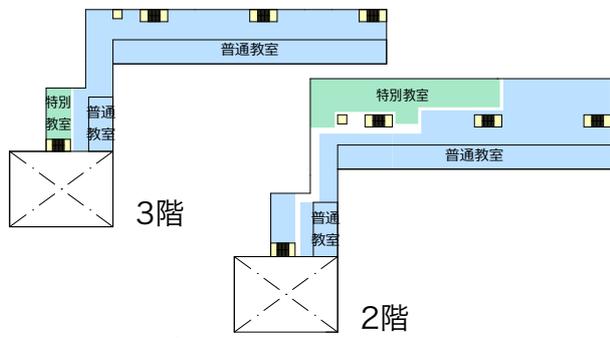
仮設校舎の必要性や工事の円滑性などについて評価します。

##### ⑦ 可変性

将来の用途変更や増築の可否などについて評価します。

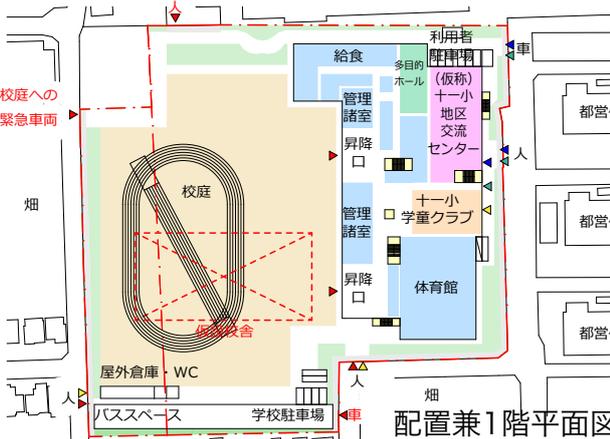
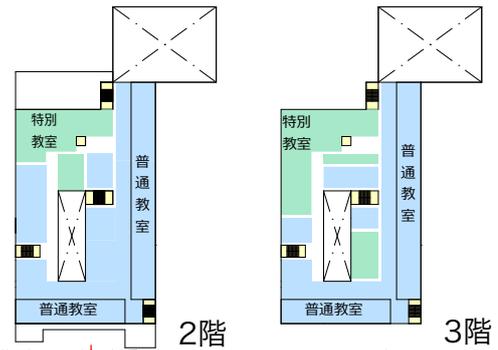
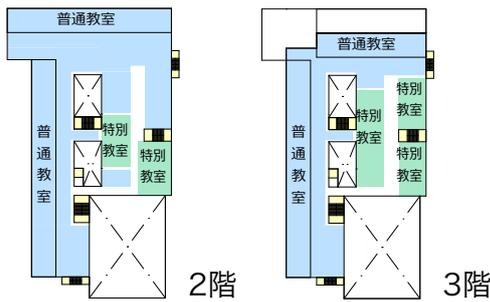
#### (2) 評価結果

敷地の形状に合わせ、各方位に施設を配置した場合の案を作成し、評価結果一覧のとおり評価しました。



北側校舎案

南側校舎案



東側校舎案

西側校舎案

【凡例】

- : 小平第十一小学校
- : (仮称) 十一小地区交流センター
- : 十一小学童クラブ

- ▲ : 小平第十一小学校への出入口
- ▲ : (仮称) 十一小地区交流センターへの出入口
- ▲ : 十一小学童クラブへの出入口
- ▲ : 地域開放出入口



評価項目	校舎北側案	校舎南側案	校舎東側案	校舎西側案
安全性	○	○	○	○
快適性	○	○	○	○
学習環境への適応性	○	○	○	○
地区交流活動への適応性	○	○	○	○
周辺環境への適応性	○	○	○	○
自然環境への適応性	○	○	○	○
経済性	○	◎	△	△
可変性	○	○	○	○

◎：他案と比べて優れている。 ○：他案と同程度。 △：他案と比べて劣っている。

- ・北案は、全体的にまとまった案である。
- ・南案は、全体的にまとまった案であり、仮設校舎が不要であることから、北案、東案、西案に比べて経済性で優れている。
- ・東案は、仮設校舎が必要かつ工事期間が長いことから、経済性の面で北案、南案に比べて劣る。
- ・西案は、仮設校舎が必要かつ工事期間が長いことから、経済性の面で北案、南案に比べて劣る。

### 3 平面計画の評価

各方位に建物を配置した場合の内部計画について比較します。

#### (1) 評価項目

##### ① 安全性

用途に応じた区画や利用者の動線などについて評価します。

##### ② 快適性

各室への移動円滑性や各階へのトイレなどの設置状況について評価します。

##### ③ 学習環境、地区交流活動への適応性

用途毎のまとまりやつながり、各諸室間の関連性や位置関係などについて評価します。

##### ④ 周辺環境への適応性

近隣住環境への騒音やプライバシーへの配慮などについて評価します。

##### ⑤ 自然環境への適応性

室内への日射の影響などについて評価します。

##### ⑥ 経済性

維持管理への配慮や空間の省スペース化などについて評価します。

##### ⑦ 可変性

区画の範囲や用途の変更の可否などについて評価します。

#### (2) 評価結果

各方位の平面計画について以下のとおり評価しました。

評価項目	校舎北側案	校舎南側案	校舎東側案	校舎西側案
安全性	○	○	○	○
快適性	○	○	○	○
学習環境への適応性	○	○	○	○
地区交流活動への適応性	○	○	○	○
周辺環境への適応性	○	○	○	○
自然環境への適応性	○	○	△	○
経済性	○	○	○	○
可変性	○	○	○	△

◎：他案と比べて優れている。 ○：他案と同程度。 △：他案と比べて劣っている。

- ・北案は、全体的にまとまった案である。
- ・南案は、全体的にまとまった案である。
- ・東案は、北側に一部の教室が配置されることから、自然光の活用面で北案、南案、西案に比べて劣る。
- ・西案は、一部の普通教室が1階に配置されることから、学級数の変化に応じて学年ごとのまとまりを維持する可変性の面で北案、南案、東案に劣る。

#### 4 仮設校舎整備の考え方

学校を更新する際の仮設校舎の必要性について、次のとおり整理します。

##### (1) 建て替え方法の特徴

学校の建て替え時には、敷地内の既存校舎を解体し、新たに新校舎を同一敷地内に建築することとなりますが、その際の代表的な考え方としては、仮設校舎を整備する方法と整備しない方法の2つがあり、それぞれの特徴は次のとおりです。

##### ① 仮設校舎を整備する方法

###### (ア) 概要

現状の校庭に仮設校舎を整備し、その後、既存校舎を解体し、既存校舎解体跡地に新校舎を整備する。その後、仮設校舎を解体し、仮設校舎解体跡地に校庭を整備します。

###### (イ) メリット

- ・校舎の配置が現状と同一となることから、周辺住環境への影響（音、埃、圧迫感、プライバシー等）が軽微。
- ・北側に校舎を配置した場合、年間を通して、校庭への日照が確保できるため、降雨時の水はけが早く、積雪時の影響も軽微。
- ・北側に校舎を配置した場合、普通教室が校庭側となることから、年間を通して、普通教室内の日照、通風など、一定の室内環境を確保できます。

###### (ウ) デメリット

- ・コストが増加します。
- ・引越が2回発生します。
- ・北側に校舎を配置した場合、北側隣地への法的な建築制限を受けるため、校庭面積確保の面で不利。

##### ② 仮設校舎を整備しない方法

###### (ア) 概要

現状の校庭に新校舎を整備し、その後、既存校舎を解体し、既存校舎解体跡地に校庭を整備します。

###### (イ) メリット

- ・コスト縮減が可能。
- ・引越が1回で済みます。
- ・校舎を敷地北側以外に配置した場合、敷地北側隣地への法的な建築制限を受けないため、効率的に校庭面積を確保できます。

###### (ウ) デメリット

- ・校舎の配置が現状と変わることから、環境変化に伴う周辺住環境への影響（音、埃、圧迫感、プライバシー等）が想定されます。
- ・冬期は一定時間、校庭に日影が発生するため、降雨時の水はけに時間を要することや、積雪時の処理により校庭が荒れることが想定されます。
- ・隣接地の開発の状況により、普通教室内への日照、通風などの影響が想定されます。

## 5 仮設校舎整備の判断

「4 仮設校舎整備の考え方」を踏まえ、動線分離などの安全性に加え、次の(1)、(2)及び(3)について検討し、教育活動に必要な機能や環境が確保でき、近隣などの敷地周辺への影響が許容できるものとなり、将来の学校更新の継続性が保てる場合には、仮設校舎は整備せずコスト削減を図るものとしします。

### (1) 教育活動に必要な機能や環境

#### ① 教室内等の環境

- ・日照、通風などの室内環境を確保します。
- ・近隣からの視線の遮蔽など室内のプライバシーを確保します。
- ・将来的な隣接地の開発により、影響を受けないことを確認します。
- ・敷地内にある体育館や十一小学童クラブ等の機能の継続性を確認します。

#### ② 職員室の配置

- ・校庭の視認性を確保します。

#### ③ 校庭の活用

- ・日影部分は降雨時の水はけや積雪時の除雪処理に配慮した舗装仕様とします。
- ・50mの直線コースやトラックが設けられ、運動会や授業の支障とならない校庭形状を確保します。

### (2) 近隣への影響

#### ① 日影、騒音、埃の影響

- ・日影に関する適法性や学校の建て替え前と比べ、著しい騒音、埃の影響が生じないか確認します。

#### ② 圧迫感

- ・校舎の位置は、敷地境界からの距離に配慮します。

#### ③ プライバシー

- ・校舎からの視線の遮蔽や敷地境界からの離隔など、近隣のプライバシーに配慮します。

### (3) 将来の学校更新の継続性

学校の更新が将来に渡り、現状の敷地内で継続可能なことを確認します。

### (4) 仮設校舎整備の評価

仮設校舎の整備が不要な南側校舎案について、以下のとおり評価します。

#### ① 教育活動に必要な機能や環境の評価

##### (ア) 教室内等の環境

- ・南向きの教室が確保できます。
- ・敷地南側地域は、第一種低層住居専用地域で10mの高さ制限があることや、敷地境界からの離隔をとることにより、十分な日当たりと風通しが確保できます。
- ・敷地内にある体育館や十一小学童クラブ等の機能を継続できます。

##### (イ) 職員室の配置

- ・校庭が視認できる北側へ職員室を配置することが可能です。

(ウ) 校庭の活用

- ・児童数に応じた面積及び、50mの直線コースやトラックの面積が確保できます。
- ・夏至や中間期では日影の影響が軽微ですが、冬至において、校庭の半分が1日の内1時間以上建物の日影となることから、積雪や降雨の影響が考えられますが、舗装材の選定により対応が可能です。

② 近隣への影響の評価

(ア) 日影、騒音、埃の影響

- ・日影に対する適法性は保てます。
- ・体育館と、隣地との離隔距離を確保できます。
- ・音楽室は近隣への影響を考慮し、建物中央北側に配置することが可能です。
- ・埃に関しては、舗装材を全天候型とすることにより軽減できます。

(イ) 圧迫感

- ・隣地に対して、離隔距離を確保できます。

(ウ) プライバシー

- ・隣地に対して、離隔距離を確保できます。

③ 将来の学校更新の継続性の評価

- ・北側校庭を活用して、既存校舎と同位置への建て替えが可能です。

(5) 仮設校舎整備の判断結果

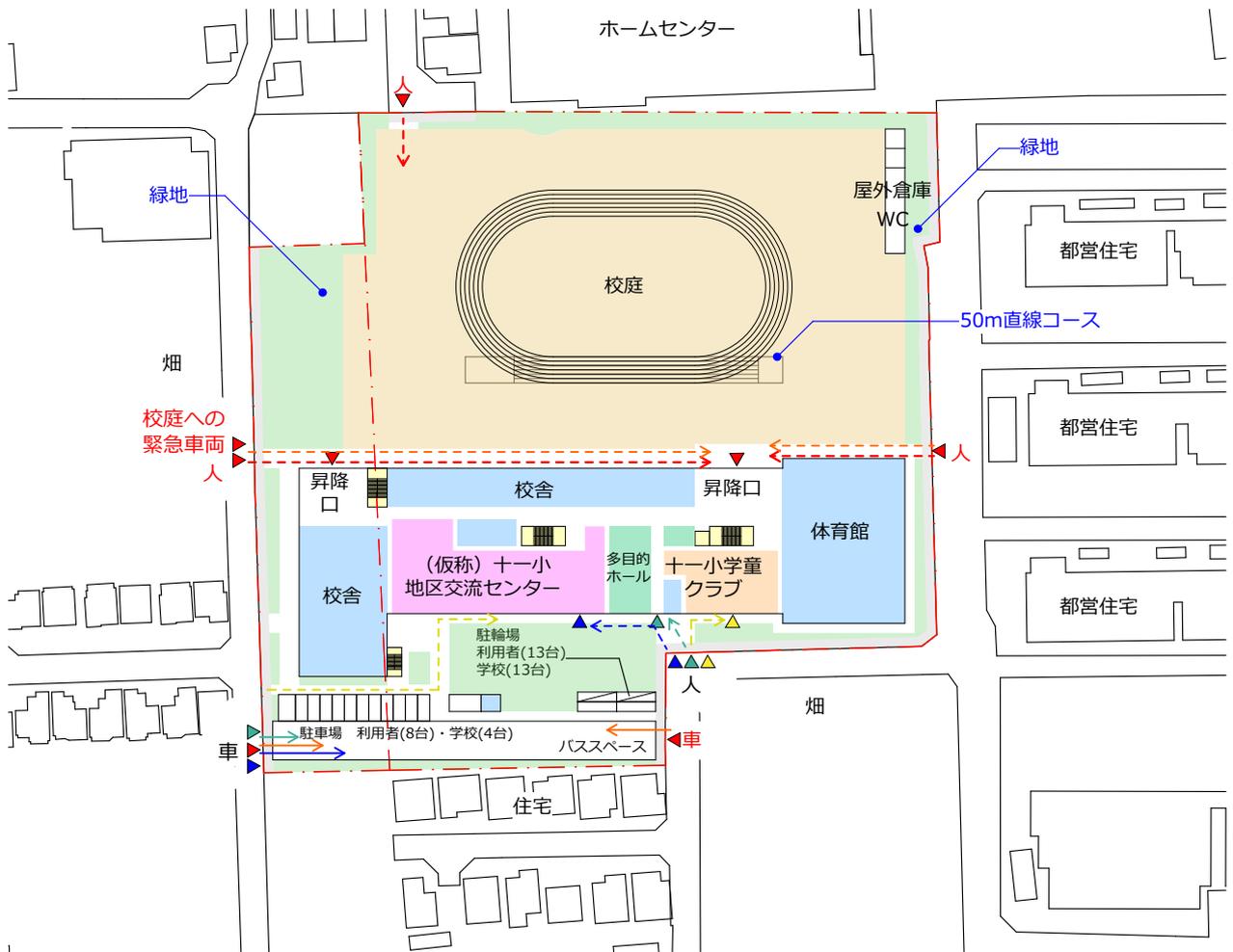
教育活動に必要な機能や環境が確保でき、近隣への影響や将来の学校更新の継続性も保てることから仮設校舎の整備は不要と判断します。

6 配置案の選定

各種計画の評価結果及び仮設校舎整備の判断結果から、仮設校舎は整備せず、敷地南側に校舎を配置する案を選定します。

## 第5章 計画の具体例

選定した南側校舎案の配置計画や平面計画などのイメージ図を次の通り示します。



### 【凡例】

- : 小平第十一小学校
- : (仮称) 十一小 地区交流センター
- : 十一小学童クラブ

- ▲ : 小平第十一小学校 への出入口
- ▲ : (仮称) 十一小地区交流センター への出入口
- ▲ : 十一小学童クラブ への出入口
- ▲ : 地域開放 出入口



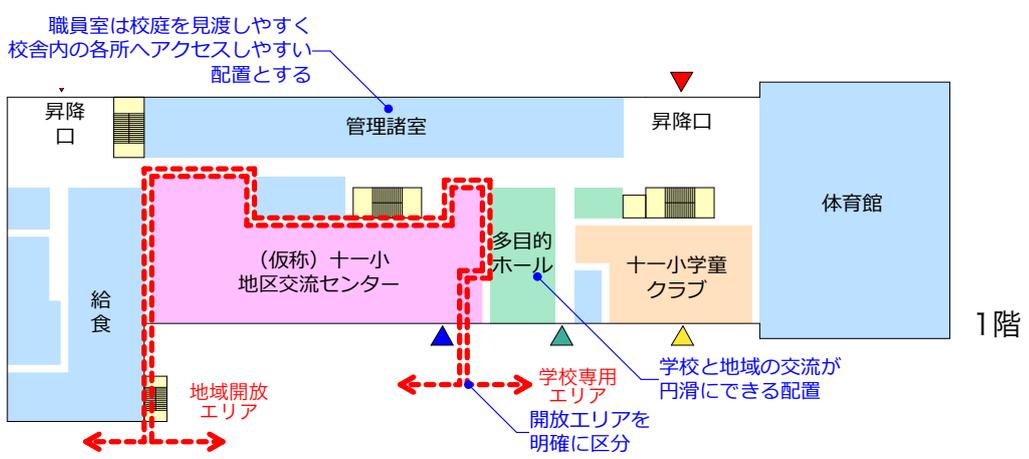
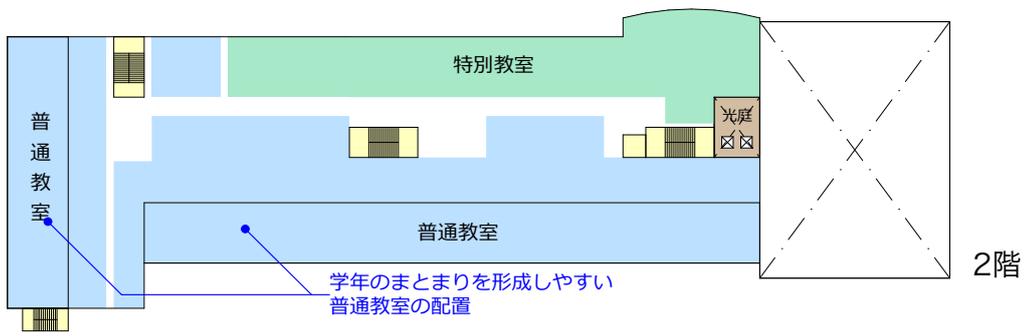
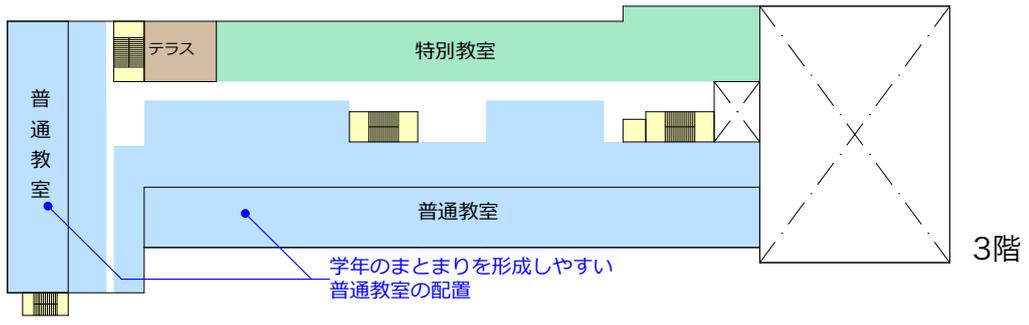
### <用途別>

- <--> : 児童
- <--> : (仮称) 十一小地区交流センター
- <--> : 十一小学童クラブ
- <--> : 職員・来客
- <--> : 地域開放

### <歩車動線追加>

- ← : 車両動線
- <--> : 歩行者用動線

配置イメージ図



【凡例】

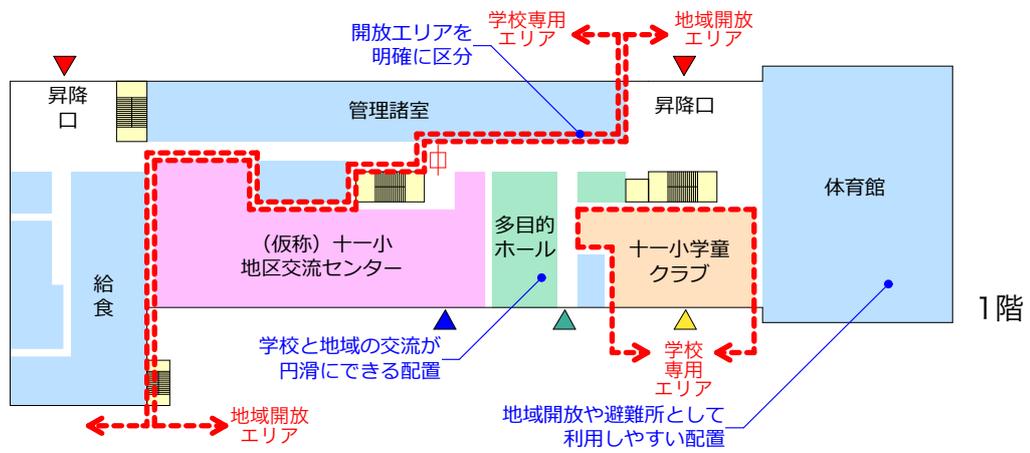
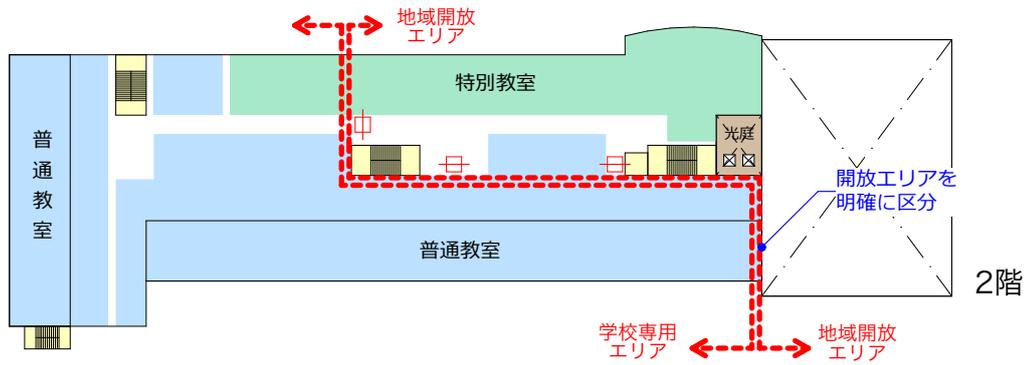
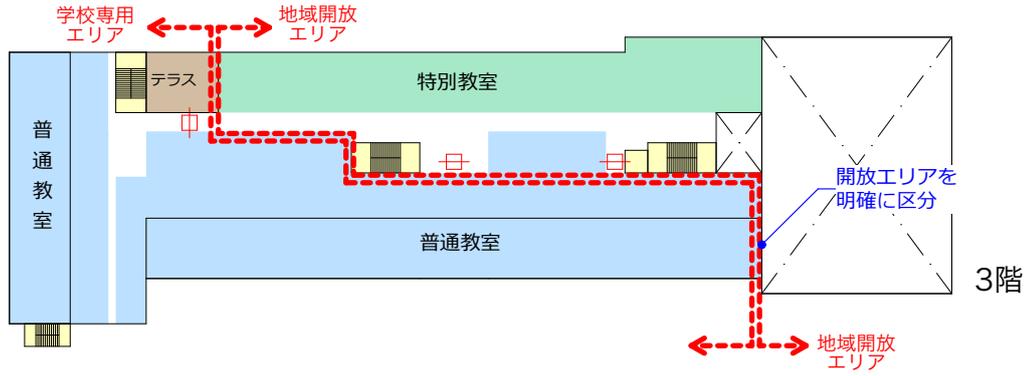
- : 小平第十一小学校
- : (仮称) 十一小地区交流センター
- : 十一小学童クラブ

- ▲ : 小平第十一小学校への出入口
- ▲ : (仮称) 十一小地区交流センターへの出入口
- ▲ : 十一小学童クラブへの出入口
- ▲ : 地域開放出入口

⊞ : 管理扉 (地域開放時閉鎖)



平面イメージ図 (通常時)



【凡例】

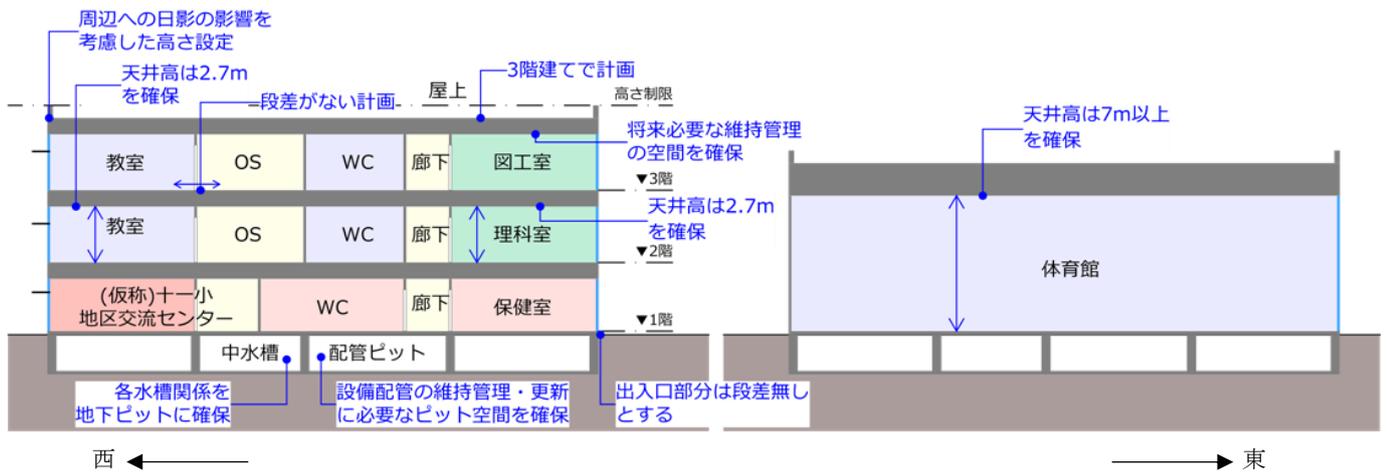
- :小平第十一小学校
- : (仮称) 十一小地区交流センター
- : 十一小学童クラブ

- : 小平第十一小学校への出入口
- : (仮称) 十一小地区交流センターへの出入口
- : 十一小学童クラブへの出入口
- : 地域開放出入口

: 管理扉 (地域開放時閉鎖)



平面イメージ図 (開放時)



断面イメージ図

## 第6章 学校づくりの実現に向けて

### 1 事業コスト

学校施設の整備は、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金等の活用を検討します。

十一小学童クラブの整備は、子ども・子育て支援整備交付金等の活用を検討します。

また、単年度に多額の財源を必要としますが、世代間の負担の均衡を図るとともに、財源負担を後年度に平準化するため、市債を借り入れます。さらに、不足する財源については、基金からの繰入金で対応します。

小平第十一小学校等複合施設の整備費用<sup>※19</sup>は、東京都の標準建物予算単価資料や一般財団法人建設物価調査会の統計データを参考として、1m<sup>2</sup>当たりの工事単価を60万円と試算しています。

その場合、想定規模を延床面積9,000m<sup>2</sup>から10,000m<sup>2</sup>とすると、工事費用は、約54億円から約60億円となります。

また、設計、工事監理及び既存施設の解体工事に関する費用として、別途、約11億円を見込み、整備費用の合計は、約65億円から約71億円と試算しており、適正な事業費規模を念頭に、本試算額を整備費用の目安とします。

なお、整備後も清掃・保守点検・警備など施設維持管理や、事業の運営等に係る費用が発生しますが、これらの費用についても効率化を図っていきます。

### 2 今後のスケジュール

現時点での最短の想定スケジュールは以下のとおりです。

工 程	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本設計・実施設計	→								
工事				→					
供用開始（予定）								→	

注1：スケジュールは変更になることがあります。

注2：工事には、既存校舎の解体や新施設の供用開始後に行う外構工事を含んでいます。

注3：供用開始は令和12年度以降を予定しています。

※19 令和5年度時点での想定単価であり、今後の建設費の上昇などにより変動する可能性があります。